

【第2次 高知県DV被害者支援計画 平成24年度事業進捗管理表】

基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室	
			取組の内容	H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●ブロック別関係機関連絡会議の開催	DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員などで構成するブロック会議を開催する。(2ブロック)	これまで、市町村DV担当課と十分連携がとれていない。また、主たる関係機関が福祉部門であることから事前調整に時間をかける必要がある。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
				ブロック別関係機関連絡会議の開催があり参加要請があれば出席する。	ブロック別関係機関連絡会議が行われていない。	ブロック別DV関係機関連絡会議に出席した。(中央東、幡多)				
			●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	相談員スキルアップ研修の実施	専門性の向上に寄与する相談員スキルアップ研修の内容と講師選定	・女性の立場を理解し、ジェンダーに敏感な視点を養うとともに、フェミニズムの視点で相談業務に従事できるよう、県内相談機関の相談員を対象とした研修を3回実施した。 ①震災などもしもの時の相談対応～被災地支援から見えてきたジェンダー問題～参加者20名 ②相談・支援のための基礎知識～公正証書の作り方、調停の活用のコツ、面接交渉～参加者25名 ③相談面談時に必要な技法～コミュニケーション技術～参加者35名 各方面からの参加があり、意識の向上や情報の提供が得られた。	毎年参加する機関が少しづつ違うことやカウンセリングの技法は演習を重ねることによりスキルアップが見込まれることから継続的に実施することが必要である。	相談員スキルアップ研修の実施や研修への参加(H25.4修正)	相談員のDV対応に関する専門性の向上や参加団体の拡充(H25.4修正)	女性相談支援センター 福祉保健所 県民生活・男女共同参画課
				DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を1回開催 参加機関の拡大の検討(町村)	専門研修は、徐々にレベルアップを図ればいいが、担当者の異動等もあり参加機関の標準化がかなり困難である。 市町村は、市(福祉事務所)のみ参加しているが、これまであまり研修等を受けていない町村とのレベル差をどう埋めていくかの検討を要する。	・DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を開催した。 ・34団体62名 ・関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者が専門知識を習得することができた	・参加機関の拡大の検討が必要	DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を1回開催	専門研修は、徐々にレベルアップを図ればいいが、担当者の異動等もあり参加機関の標準化がかなり困難。 市町村は、市(福祉事務所)のみ参加しているが、これまであまり研修等を受けていない町村とのレベル差をどう埋めていくかの検討を要する。	
			●市町村との連携強化	ブロック別関係機関連絡会議を2ブロックで実施 市町村訪問等によるDV被害者支援計画の周知(15程度) 広報素材の提供等による市町村の支援	第2次計画では、市町村の役割が大きくなっていくが、市町村にその意識はあまりないと思われる。そのため、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組む意識づくりと、市町村が支援するにあたっての、情報提供や研修等の側面支援を行う必要がある。	・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員などで構成するブロック会議を開催した。 ・幡多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名 ○市町村への個別訪問 ・市町村を訪問して男女プランの策定を働きかけるとともに女性の参画促進についても啓発を行った1市6町 ・訪問した市町村では男女共同参画の必要性について認識を再確認し、1町で計画策定に向けた取組が始まった。 ○市町村への広報文案の情報提供 1回 ・広報文案を元に、自主的に広報に取り組み市町村が見られる。	・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりがなかったが、ブロック会出席団体とのつながりができた ・会の開催を継続し、市町村とのつながりを強化して、情報提供等を行っていくことが重要 ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかることが有効 ・市町村が自主的に広報に取り組み際に広報文案が参考になっている	・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック) ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる ・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。 ・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。	・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼 ・訪問市町村の検討 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 ・市町村が主体となった広報の取組の推進	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	● 庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底	他の相談機関との情報共有及び連携	定期的に情報交換ができる会議の設定	11月19日開催のDV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会に参加。DV対策に取り組んでいる関係機関が一堂に会しており、関係機関の取り組み状況や事例を通じた現状の把握や課題を学ぶことができた。	DV対策連携支援ネットワーク会議などDV被害者支援関係機関会議による情報共有と連携	他の相談機関との情報共有及び連携	定期的に情報交換ができる会議への積極的な参加(H25.4修正)	ソール 県立病院課 警察本部 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
				担当者等を通じた関係機関の情報の把握	関係機関との連携	患者にDV被害の事例があり、市の相談窓口を通じて女性相談所を紹介され、関係機関を交えたカンファレンスを行うなど、適切な情報の共有ができた。	関係機関との連携により適切な対応ができた。	担当者等を通じた関係機関の情報の把握	関係機関との連携	
			● 庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底	関係機関の会議への参加	・会議内容を実務に反映させるように検討する	・平成24年度DV対策支援ネットワーク会議出席 ・保護命令申し立て事件関係機関連絡協議会への参加	連携が密になり保護対策が抜かりなく行えている	・関係機関の会議への参加 ・研究会の実施	・署間、警察官の対応の温度差をなくす ・警察官のDVに対する基礎知識の浸透を図る	
			2回の庁内担当課担当者会を実施 個別事案については、担当課等との協議を実施 ブロック別関係機関連絡会議及びDV対策連携支援ネットワークの開催 関係団体等の会議などの機会を捉えて、DV被害についての周知を図り、の被害者支援の協力依頼や広報につなげる。	人事異動でそれまでの連携関係が元に戻らないよう、連携関係の継続性、守秘義務の徹底が求められる。 福祉所管部と異なることから、福祉関係機関等との関係を築く機会が少ないので、福祉所管課に会議等の情報を提供してもらえる関係が必要。	・庁内担当課担当者会を開催 ・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幅多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名	・会の開催により、担当部局の意識啓発を継続していくことが重要 ・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりを今後も構築していくことが重要	・庁内担当課担当者会を開催1回 ・ブロック別関係機関連絡会議の開催ブロック別関係機関連絡会議の開催5回	・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼 ・庁内担当者会の開催時期の検討		
			● 民間支援団体との連携及び活動助成	ブロック別関係機関連絡会議及びDV対策連携支援ネットワークの開催 民間シェルターに対する運営費補助	民間支援団体が県中央部に多いことから、各地域で支援してくれる団体を増やす必要がある。	・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員などで構成するブロック会議を開催した。 ・幅多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名 ・DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を開催した。 ・34団体62名 ・民間シェルターの運営費補助を行った 1団体	・参加機関の拡大の検討が必要 ・民間シェルターへ継続して支援し、緊急の保護先の確保が必要	ブロック別関係機関連絡会議及びDV対策連携支援ネットワークの開催 民間シェルターに対する運営費補助	・参加機関の拡大の検討が必要 ・民間シェルター増加の検討	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
			● 県基本計画の策定と取組の推進	県基本計画である「高知県DV被害者支援計画」に基づく事業の実施並びに県及び高知市との連携 担当者会等を通じた関係機関の情報の把握 医療相談室での相談対応 関係機関の会議への参加	DV被害の現状を反映した事業の実施	・DV防止週間(11月12日～25日)に合わせてDV防止講演会を11月18日に開催。参加者102名が事例をもとにDVの基本を学ぶことができた。 ・写真展「STAND性暴力サバイバーたちの素顔」を11月12日～16日高知市役所ビロティ、11月17日～18日ソールアトリウムにて開催。11月18日には被害者支援センターの協力により相談スペースを設けた。 相談機関カードの設置や、相談機関のシールをトイレに貼るなど情報提供を行った。 ・県下巡回指導教養の実施 ・DV・ST相談新任担当者教養の実施 ・DV・ST相談担当者全体会議の開催	・DVや被害者に対しての周囲の理解や支援の必要性を訴えることができた。 相談機関カード等の情報提供により相談につながったかどうかについては把握できない。 ・教養の実施により、全体的な基礎知識の底上げが出来スムーズな対応が出来ている	県基本計画である「高知県DV被害者支援計画」に基づく事業の実施並びに県及び高知市との連携 担当者会等を通じた関係機関の情報の把握 医療相談室での相談対応 全体研修会の実施 関係機関の会議への参加	DV被害の現状を反映した事業の実施 高知県DV被害者支援計画の浸透が浅く、認識が弱い	ソール 県立病院課 人権啓発センター 警察本部 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	② 基本計画の策定と取組の推進	● 県基本計画の策定と取組の推進	第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理の実施(今年度はPのみ) 庁内関係課の連絡会議の開催 関係機関の会議等への参加	庁内各課が事業を進めるうえで、常にDV被害者支援の視点を持ってくれる体制が必要。	・ 第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理を実施した(今年度はPのみ) ・ 男女共同参画推進会議やこうち男女共同参画会議への報告と検証を行った。 ・ 定期的に進捗管理が行えている	関係課への進捗管理の徹底	第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理の実施(今年度はPのみ)	庁内各課が事業を進めるうえで、常にDV被害者支援の視点を持ってくれる体制が必要。	ソーシャル 県立病院課 人権啓発センター 警察本部 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
			● 市町村基本計画の策定と取組の推進	今後策定、または改定する男女共同参画プランでDV被害者支援計画となりうる内容を盛り込んで、あらゆる形で計画策定を、男女共同参画サポート事業を活用も含め働きかける。 市町村地域福祉アクションプランとの連携も働きかけていく。	市町村では基本計画の策定に取り組む気運が低い。 市町村DV担当課は、男女共同参画担当課が兼ねていることが多く、具体的な支援策の所管課と異なる場合が多い。(市町村内の連携が重要)	○ 男女共同参画地域サポート事業 ・ 男女プラン策定の手引き(案)を作成を委託し案を作成した。 市町村が行う男女計画の策定や改定を支援するための基礎情報できた。 ○ 市町村への個別訪問 ・ 市町村を訪問して男女プランの策定を働きかけるとともに女性の参画促進についても啓発を行った1市6町 ・ 訪問した市町村では男女共同参画の必要性について認識を再確認し、1町で計画策定に向けた取組が始まった。	・ 男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかることが有効	・ 男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる ・ 市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。	・ 訪問市町村の検討	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	① 生涯にわたる人権教育の推進	● 学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進	より質の高い保育・教育・親育ち支援の充実に向けた支援 人権教育年間指導計画の充実に向けた指導、支援	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	・ 園内研修支援事業において延べ189回(60園)の研修支援を行った。実施後のアンケートにおいて、「参考になった」が100%、「職員間の連携・保育者の援助が向上・改善した」が83%(園長)の回答があった。 ・ 親育ち支援啓発事業において52回(49園)の保護者への講話を行った。実施後のアンケートでは、「子どもへの親のかかりが大切だと思う」が100%、「心に残ることがあった」が98.1%、「また参加したい」が98.6%の回答があった。 ・ 各教育事務所と連携し、人権学習の実施時期、教科等との関連、人権課題の設定等が明確となるよう、人権教育年間指導計画の点検、見直しを行った。また、県立学校については、本年度人権教育全体計画・年間指導計画の様式を提示し、作成に向けての支援を行った。	・ 本年度、保育所・幼稚園における計画的な園内研修の実施に向け、園内研修支援の重点化を図った。その結果、1園当たりの年間研修支援回数も充実し、継続的な研修支援を行うことができた。また、公開保育参加者アンケートや実施園アンケートの結果から、園長や保育者等が成果を実感しており、効果的な取組となっている。 ・ 親育ち支援啓発事業における保護者への講話については、研修会での呼びかけなど計画的な働きかけにより、新たに24園で行うことができた。また、保護者アンケートや園長・所長へのアンケート結果から、効果的な取組であったといえる。 ・ 年間指導計画が十分でない学校については、市町村教委の指導事務担当者を通じて学校への指導を行い、見直し、充実を図ることができた。(計画は100%策定)	私立学校人権教育指導業務(委託) ・ 指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・ 私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援 ・ 保育所・幼稚園において、自主的、継続的な園内研修の充実とネットワーク化を図るために、実施園の実態を把握したうえで計画的な支援を行うことにより、より実効性のある研修支援を行っている。 ・ 親育ち支援啓発事業における保護者への講話の一層の拡充に向け、未実施市町村への継続的な呼び掛けや保育所・幼稚園への親育ち支援啓発チラシの作成・配布を行っている。 ・ 各教育事務所と連携を図りながら、年間指導計画の充実に向けた支援を継続する。 ・ 県立学校については、人権教育課で計画の点検を行い、充実に向けた支援を行う。	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	私学・大学支援課 教育委員会
			● 対人関係を築くことが苦手な子どもにも配慮した教育の実施	● 学級経営ハンドブックの作成 ● 個別の指導計画の作成・充実 ● 校内支援体制づくり、学級経営におけるミドルリーダーの育成	各課の連携 校種間の連携	・ 学級経営ハンドブック「夢・志を育む学級づくり」(小学校編・中学校編)を作成し、全ての公立小中学校教員に配付した。 ・ 学級づくりリーダー養成研修会及び高等学校生徒支援コーディネーター研修を通してミドルリーダーの育成を図った。	・ 学校現場に対して、ハンドブックの活用についての周知が課題である。 ・ 個別の指導計画は適切な指導や支援を行うための重要な計画である。個に応じた支援の充実に向けて、個別の指導計画の作成率を高める。巡回相談員派遣事業や校内委員会を支援する事業等で「個別の指導計画」の提出を求め、事業と個別の指導計画を連動させて作成率を高める。 ・ 特別支援教育体制整備等状況調査(文部科学省)をもとに、取組の検証を行う。	・ 学級経営ハンドブック(高等学校編)を作成する。 ・ 各種研修会において、ハンドブックの具体的な活用について提案する。 ・ 「校内委員会」の取組と「巡回相談員派遣事業」を有機的に結び付けることで、特別な支援が必要な児童生徒の効果的な校内支援体制の強化を図る。 ・ 引き続き、学級づくりリーダー養成研修会及び高等学校生徒支援コーディネーター研修を通してミドルリーダーの育成を図る。	・ 新任特別支援教育学校コーディネーターの力量を高める。	教育委員会

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<p>高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動</p> <p>私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援</p> <p>●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ●人権教育セミナーの開催</p>	<p>中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足</p> <p>各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校の求める支援に適切に対応していくことが必要。</p>	<p>・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>・高校生2年生(1校234人)対象のデートDVについての研修を10月4日に、香美市の小学校職員(15人)対象に人権研修を実施した。</p> <p>指導員による学校訪問、校内研修の支援、人権教育研究協議会の運営支援により、私立学校の人権教育の推進を支援した。</p> <p>・小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行った。(5/22.5/25.5/29.6/1) ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施した。(8/6)</p>	<p>中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止について、相談員、サポーター講師等の研修依頼が少ない。講師派遣についての周知広報が必要である。</p> <p>学校のニーズを踏まえ、各学校の特色に応じた支援を実施した。引き続き支援を実施する。</p> <p>・法務局の紹介により、人権擁護委員会講師に招いた教職員のDV研修を実施した学校が増えた。</p>	<p>高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動</p> <p>私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援</p> <p>・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施する。</p>	<p>中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足</p> <p>各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。</p>	ソーレ 私学・大学支援課 教育委員会
			●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<p>県職員の人権研修は各職場での実施が原則のため、人権問題指導者研修や、人権啓発研修テキスト等で研修を支援する</p> <p>●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ●人権教育セミナーの開催</p> <p>各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。</p>	<p>DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断</p> <p>人権研修そのものには、毎年各所属で取り組んでいるが、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。</p>	<p>県職員を対象とした視聴覚教材の貸し出し102件(うち女性 1件)</p> <p>・小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行った。(5/22.5/25.5/29.6/1) ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施した。(8/6)</p> <p>・庁内担当課担当者会で、DV研修を行った</p>	<p>多くの人権課題があるため、どの課題を選択するかは各所属の判断となっている。</p> <p>・法務局の紹介により、人権擁護委員会講師に招いたDVについての職員研修を実施した職場があった。</p> <p>各所属での人権研修に取り上げてもらえるまでには至っていない</p>	<p>県職員の人権研修は各職場での実施が原則のため、人権問題指導者研修や、人権啓発研修テキスト等で研修を支援する</p> <p>・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施する。</p> <p>・各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。</p> <p>・庁内担当課担当者会で、DV研修を行い、人権研修として各課にも受講してもらおう働きかける。</p>	<p>DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断</p> <p>早期の情報提供</p>	人権課 県民生活・男女共同参画課 人権啓発センター 女性相談支援センター
			●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<p>各市町村への研修及び広報活動</p> <p>研修会への研修講師について各市町村は周知済み</p> <p>市町村職員を対象とした人権研修に、DVを取り上げてくれるよう働きかける。</p>	<p>市町村内部でのDV防止に対する認識不足</p> <p>DV防止についてが研修課題とされるかは市町村の判断</p> <p>市町村職員を対象とした人権研修は、各自治体で取り組んでいると考えられるが、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。</p>	<p>・こうち人づくり広域連合での新採市町村職員(307人)対象のセクハラ研修を4・5月に実施した。また、7月17日県警職員(30人)や8月21日香南市消防本部職員(40人)対象にセクハラ研修を実施した。 ・職員の意識改革や働きやすい環境づくりに有意義な研修となった。</p> <p>市町村への講師派遣 女性の人権について 2回 77人参加</p> <p>女性に対する暴力の防止週間に合わせて、男女共同参画センターソーレで、DV防止啓発講演会を行った</p>	<p>・市町村職員対象の研修はセクハラが主で、DV防止に対する研修依頼がなかった。相談員、サポーター講師等の派遣についての周知広報が必要である。</p> <p>多くの人権課題があるなかで、講師派遣40回のうち2回が研修課題を女性としている。 また、人権全般としての研修も10回実施している。</p> <p>市町村職員の人権研修に取り上げてもらえるまでには至っていない</p>	<p>各市町村への研修及び広報活動</p> <p>各市町村に研修会への研修講師について周知する</p> <p>市町村職員を対象とした人権研修に、DVを取り上げてくれるよう働きかける。</p>	<p>市町村内部でのDV防止に対する認識不足</p> <p>DV防止についてが研修課題とされるかは市町村の判断</p> <p>市町村職員を対象とした人権研修は、各自治体で取り組んでいると考えられるが、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。</p> <p>早期の依頼</p>	ソーレ 県民生活・男女共同参画課 人権啓発センター 女性相談支援センター

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	各市町村(地域)への研修及び広報活動	各市町村(地域)でのDV防止に対する認識不足	・しまんと町社協職員(42人)対象に11月13日セクハラ研修を実施した。  企業・民間団体等への講師派遣 女性の人権について 6回 179人	・地域でのDV防止に対する研修依頼がなかった。相談員、サポーター講師等の講師派遣についての周知広報が必要である。  多くの人権課題があるなかで、講師派遣21回のうち6回が研修課題を女性としている。 また、人権全般としての研修も11回実施している。	各市町村(地域)への研修及び広報活動	各市町村(地域)でのDV防止に対する認識不足	各市町村(地域)でのDV防止に対する認識不足	ソーレ 県民生活・男女共同参画課 人権啓発センター 人権教育課 女性相談支援センター
				講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知	DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会の開催 ●人権教育推進講座支援事業の開催・講座等への講師派遣	・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会を開催した。(5/15.5/17.5/21) ・人権教育推進講座支援事業を香美市(10/17)と大月町(11/7.12/3)で実施し、講座等への講師派遣を行った。	・人権教育推進講座(香美市)では、「女性と人権」をテーマに、固定的な性別役割分担意識について考え、地域住民の意識改善につなげることができた。	講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知	DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断
		市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。	人権研修には取り組んでいると思うが、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。	・市町村への広報文案の情報提供 1回 ・市町村へ男性向け、女性向けカードの送付 ・広報文案を元に、自主的に広報に取り組む市町村が見られる。	・市町村が自主的に広報に取り組む際に広報文案が参考になっている	市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。	・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 ・市町村が主体となった広報の取組の推進				
		②DV防止の意識啓発の拡充	●県域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知	DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	地域で実施する研修等への講師派遣 女性の人権について 3回 76人参加	多くの人権課題があるなかで、講師派遣50回のうち3回が研修課題を女性としている。 また、人権全般としての研修も26回実施している。	講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	人権啓発センター 県民生活・男女共同参画課 ソーレ 女性相談支援センター
			●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	職域(企業等)への研修及び広報活動	職域(企業等)でのDV防止に対する認識不足	・全国健康保険協会高知支部職員(35人)対象に2月26日と3月6日セクハラ及びパワハラ研修を実施した。  女性に対する暴力の防止週間に合わせて、男女共同参画センターソーレで、DV防止啓発講演会を行った	企業等職域でのDV防止について、相談員、サポーター講師等の講師派遣についての周知広報が必要である。	職域(企業等)への研修及び広報活動	職域(企業等)でのDV防止に対する認識不足	職域(企業等)でのDV防止に対する認識不足	
				職域においては、パワハラやセクハラ、雇用機会均等々とあわせ、DVの研修にも取り組んでもらえるよう働きかける。	人権研修には取り組んでいると思うが、パワハラ等がメインだと思われ、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。		職域の人権研修に取り上げてもらえるまでには至っていない	職域においては、パワハラやセクハラ、雇用機会均等々とあわせ、DVの研修にも取り組んでもらえるよう働きかける。	人権研修には取り組んでいると思うが、パワハラ等がメインだと思われ、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。		
				●県民への幅広い周知活動を行う。	●DVについて県民に十分知られていない。	担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したDVの周知を行った。	DV防止にむけ、多様なメディアを活用し、引き続き啓発情報と配布先の拡充が必要である。	●県民への幅広い周知活動を行う。	●DVについて県民に十分知られていない。	●DVについて県民に十分知られていない。	広報広聴課 県民生活・男女共同参画課 人権啓発センター ソーレ
				県・高知市等の広報紙やホームページ等を活用した啓発情報の発信	県・高知市等の広報紙での掲載の拡充、各市町村でのDV防止に対する認識不足	・情報紙「ソーレ・スコープvol.63」やホームページに、特集「これってDV? 気づいてください!」と平成24年度DV防止啓発講演会の要旨を掲載した。 ・情報紙の送付先を拡充し、公的施設、病院、銀行、郵便局、県内企業等を通じて配布した。	相談機関から放送後の相談件数が増えたとの連絡がある。	県・高知市等の広報紙やホームページ等を活用した啓発情報の発信	県・高知市等の広報紙での掲載の拡充(H25.4修正)	県・高知市等の広報紙での掲載の拡充(H25.4修正)	
				DV防止をテーマとしたCMを制作、放送予定	被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。	テレビスポットCMの放送 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて放送 放送期間 11/19~11/25 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載 題名「配偶者暴力を考える」 掲載日 11/14  人権啓発センターテレビCM 3社 36回 ラジオ番組 3回 ソーレスコープ記事掲載 1回 啓発用ポケットティッシュ 10000個 相談カード作成、配布 19000枚 啓発シール作成、配布 5000枚 電車広告 女性に対する暴力をなくす運動期間中11/19~25	広報を継続していくことにより、啓発が推進している。	DV防止をテーマとしたCMを放送予定	被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。	女性相談支援センターへの相談は横ばい状態だが、県民意識調査でDV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在しており、広報素材の工夫や広報の強化が求められる。	

基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室	
			取組の内容	H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の拡充	●市町村における広報紙等を活用した意識啓発	広報の働きかけと広報素材等の提供	現状では、広報している市町村も県からの依頼に応じている状況なので、主体的に広報に取り組んでもらう必要がある。	・市町村への広報素材の提供 ・広報文案を元に、自主的に広報に取り組む市町村が見られる。	・市町村が自主的に広報に取り組む際に広報文案が参考になっている	・市町村への広報素材の提供	・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 ・市町村が主体となった広報の取組の推進	県民生活・男女共同参画課
			●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●民間団体と協力し、啓発用のティッシュ及び県民啓発カードの作成と街頭配布(11月強化月間中) ●コンビニ、量販店、行政機関を通じて、DV啓発パンフレット、DV啓発カード等の配布 ●配布先の新規開拓  高齢者・障害者等向けの効果的な広報チラシ等の検討	●配付先でのDV防止への理解、配布先の展示スペースの問題等により、配布先の新規開拓が困難  高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたっていないことから、広報のやり方の工夫が必要	・支援団体と連携したカードポケットティッシュの配布 カード 10000枚作成 ポケットティッシュ 10000個作成  啓発シール作成、配布 5000枚 電車広告 女性に対する暴力をなくす運動期間中 11/19～25	・DVへの理解が広がっている	・支援団体と連携した広報啓発  高齢者・障害者等向けの効果的な広報チラシ等の検討	・配付先でのDV防止への理解、配布先の展示スペースの問題等により、配布先の新規開拓が困難  高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたるよう、広報のやり方の工夫や配布先の検討が必要	女性相談支援センター ソーシャル 民生活・男女共同参画課
			●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発	・「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供  DV防止講演会の開催及び広報活動  DV防止をテーマとしたCMを「女性に対する暴力をなくす運動」期間に放送予定	新聞やテレビ、ラジオでのDVIに関する報道が少ない。  DV防止講演会の集客に関して、共催団体の積極的な広報活動  被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。	担当課等を通じて、記者クラブへの情報提供を行った。  ・DV防止週間(11月12日～25日)に合わせてDV防止講演会を11月18日に開催。参加者102名が事例をもとにDVの基本を学ぶことができた。 ・写真展「STAND性暴力サバイバーたちの素顔」を11月12日～16日高知市役所ピロティ、11月17日～18日ソレアトリウムにて開催。11月18日には被害者支援センターの協力により相談スペースを設けた。  テレビスポットCMの放送 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて放送 放送期間 11/19～11/25 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載 題名「配偶者暴力を考える」 掲載日 11/14	参加者の増加を図るため、講演会をソレア関係者研修と位置付けたことにより、例年よりも参加者が増え、DVや被害に対しての周囲の理解や支援の必要性を訴えることができた。今後も積極的に関係団体との連携による広報啓発が必要である。  相談機関から放送後の相談件数が増えたとの連絡がある。	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供  DV防止講演会の開催及び広報活動  DV防止をテーマとしたCMを放送予定	●新聞やテレビ、ラジオでのDVIに関する報道が少ない。  DV防止講演会の集客に関して、共催団体他関係者の積極的な参加及び広報活動(H25.4修正)  被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。	広報広聴課 ソレア 人権啓発センター 県民生活・男女共同参画課
			●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載 ・電車広告等、様々な媒体の活用した広報の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分	・講演会の実施 102名 ・市町村に広報文案を提供し、掲載依頼 ・テレビ・ラジオでの読み上げ依頼(広報広聴課) ・運動期間中に電車車内広告(20台/全50台) ・さんSUN高知へ運動の周知、女性相談支援センターのお知らせ記事掲載 ・ラジオ番組での広報	期間中に集中した広報を行い、啓発を図った。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な媒体の活用を検討する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分	
			●高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVに関する広報啓発	1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。  DVに関するチラシ等の収集と多言語化  障害者相談支援従事者等への情報提供・周知	1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知  予算措置  障害者相談支援の実施主体である市町村との情報共有や連携	1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布 配布箇所: 1,000箇所(福祉施設、公共機関・窓口、郵便局、スーパー等) 配布部数: 10,000部 2. 認知症コールセンターへの相談件数 H24年度: 407件  チラシの多言語化を実施し、今後の広報啓発に向けた基盤づくりを進めた。  障害者相談支援従事者研修において、障害者虐待、権利侵害・権利擁護などに関する情報提供を実施	1. 相談件数は昨年度と比べ微増(14件増、合計995件)したが、今後も周知を行っていく必要がある。 2. 相談件数は400件を超えており、一定の周知ができた。今後もさらなる周知のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。  多言語化したチラシを作成し、広報啓発に活かしていく必要がある。	1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知、認知症についてのパンフレットリニューアルを行う必要がある。  チラシの作成  引き続き、障害者相談支援従事者等への情報提供・周知	1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知  予算措置等  障害者相談支援の実施主体である市町村との情報共有や連携	国際交流課 障害保健福祉課 高齢者福祉課
			●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	・電話、メール相談等に思春期の男女交際や男女間の性に関する悩み相談のある場合、男女の性の発達に関する正しい性知識の情報提供やDV予防に関する理解を深めるよう支援する。	・学校や関係機関が思春期相談センターの活動を理解し、思春期の子どもたちに気軽に利用するよう声かけの協力が必要である	・電話相談: 4938件。利用者の84.3%は小学生、中学生、高校生で、性に関する正しい性知識の情報提供や性に関する悩み相談に対応。	・思春期相談センター広報用名刺大カードを思春期の時期にある中高生ひとり一人に配布したことで、思春期の性に特化した相談センターであることが認識され、利用件数が増加した。	・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。		健康対策課

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
(2) DV防止のための教育・普及啓発	③ 若者に対するデートDVの予防の強化		●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用	県民への幅広い周知活動を行う。	デートDVについて県民に十分知られていない。	担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したデートDVの周知を行った。	実施後の分析、検証 DV防止にむけ、多様なメディアを活用し、引き続き啓発情報と配布先の拡充が必要である。 相談機関から放送後の相談件数が増えたとの連絡がある。	県民への幅広い周知活動を行う。 ホームページや広報紙、ソーレ情報誌等による意識啓発(H25.4修正)	デートDVについて県民に十分知られていない。 県・高知市等の広報紙での掲載の拡充	担当課 ソーレ 人権啓発センター 県民生活・男女共同参画課
				ホームページや広報紙等による意識啓発	県・高知市等の広報紙での掲載の拡充	・情報紙「ソーレ・スコープvol.63」やホームページに、特集「これってDV? 気づいてください!」と平成24年度DV防止啓発講演会の要旨を掲載した。 ・毎月月末に講座や講演会の情報をメールマガジン約300件、携帯版メールマガジン約30件発信した。				
				DV防止をテーマとしたCMを制作、放送予定	被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する必要がある、デートDVのみのCM作成は困難	テレビスポットCMの放送 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて放送 3社 36回 放送期間 11/19~11/25 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載 題名「配偶者暴力を考える」 掲載日 11/14				
				広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。さんSUN高知/テレビ・ラジオ	若年者向けの効果的な広報媒体の開拓 学校現場のデートDVに関する問題意識が高くなく、PTAも、デートDVを身近なことは捉えていない。	ラジオ番組 3回 ソーレスコープ記事掲載 1回 啓発用ポケットティッシュ 10000個 相談カード作成、配布 19000枚 啓発シール作成、配布 5000枚 電車広告 女性に対する暴力をなくす運動期間中11/19~25				
		●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	デートDV啓発パンフレット等の作成及び配布 若年者向けのチラシ等作成の検討 教育委員会及び学校現場、PTAに対する情報提供	配付依頼先におけるデートDVに対する認識不足により、配布先の確保が困難 若年者向けの効果的な広報媒体の開拓 学校現場のデートDVに関する問題意識が高くなく、PTAも、デートDVを身近なことは捉えていない。	・出前講座や高校でのデートDV啓発講座などで啓発パンフレットを配布し、若者に対するデートDVの予防や意識啓発をはかった。 デートDV指導者用手引きの作成	デートDV啓発パンフレットとデートDV研修用の資料を活用できるよう周知する必要がある。 学校関係者や、生徒、保護者への啓発が進んだ	デートDV啓発パンフレット・ポスター等の配布(H25.4修正)	配付依頼先におけるデートDVに対する認識不足 若年者向けの効果的な広報媒体の開拓 学校現場のデートDVに関する問題意識が高くなく、PTAも、デートDVを身近なことは捉えていない。	ソーレ 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	
		●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	中学校・高校・大学・保護者等へ対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ ●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ●「人権教育指導資料集(学校教育編)Let's feel じんけん〜気付きから行動へ〜」の周知を図る。	中学校、高校、大学等及び保護者におけるデートDVに対する認識不足	・中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する研修依頼が少ない。 ・中高生・大学生・保護者に対する人権研修に、デートDV啓発パンフレットとデートDV研修用の資料を活用できるよう周知する必要がある。 ●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行った。(5/22.5/25.5/29.6/1) ・人権教育主任連絡協議会や各学校等の研修の場で、「人権教育指導資料集(学校教育編)Let's feel じんけん〜気付きから行動へ〜」の周知を行った。	中学校・高校・大学・保護者等へ対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ ・法務局の紹介により、人権擁護委員会を講師に招いたデートDVについての授業や研修を実施した学校が増えた。	中学校、高校、大学等及び保護者におけるデートDVに対する認識不足	ソーレ 大学支援課 教育委員会		
		●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ●人権教育セミナーの開催 教員に対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ	教員及び教育委員会でのデートDVに対する認識不足	・小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行った。(5/22.5/25.5/29.6/1) ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施した。(8/6) ・香美市の小学校職員(15人)対象に人権研修を実施したが、デートDVについての研修は実施できなかった。 ・デートDVの意識調査結果をまとめ、ホームページに掲載するとともに、デートDVの啓発を進めるために、中高生を対象として研修する際の参考資料を作成した。	教職員に対し、デートDV啓発パンフレットとデートDV研修用の資料を活用できるよう働きかけ、人権教育研修を実施する必要がある。 教員に対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ	教員及び教育委員会でのデートDVに対する認識不足	私学・大学支援課 教育委員会		

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	③ 若者に対するデートDVの予防の強化	●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<p>私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援</p> <p>●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ●人権教育セミナーの開催</p> <p>高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動</p>	<p>各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校の求める支援に適切に対応していくことが必要。</p> <p>中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足</p>	<p>指導員による学校訪問、校内研修の支援、人権教育研究協議会の運営支援により、私立学校の人権教育の推進を支援した。</p> <p>・小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行った。(5/22.5/25.5/29.6/1) ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施した。(8/6)</p> <p>・高校生2年生(1校234人)対象のデートDVについての研修を10月4日に、香美市の小学校職員(15人)対象に人権研修を実施した。</p>	<p>学校のニーズを踏まえ、各学校の特色に応じた支援を実施した。引き続き支援を実施する。</p> <p>・法務局の紹介により、人権擁護委員を講師に招いた教職員のDV研修を実施した学校が増えた。</p> <p>中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止について、相談員、サポーター講師等の研修依頼が少ない。講師派遣についての周知広報が必要である。</p>	<p>私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援 ・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施する。</p> <p>高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動</p>	<p>各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。</p> <p>中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足</p>	私学・大学支援課 教育委員会 ソレ
			●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	<p>●研修会等で、デートDVや虐待に関する情報提供を行う。 ●健康観察の実施やスクールカウンセラー等による専門的視点からの「気づき」をもとに、気になる子どもへの声がけやアプローチを行う。</p> <p>・養護教諭を対象とした研修の機会が少なく、DVに対する認識を高める機会が確保づらい。</p>	<p>・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成24年度) 小学校 83校 中学校 82校 高等学校 33校 特別支援学校 10校 配置人数 48名 ・「平成24年度高知県性に関する指導普及推進事業」教職員研修会で、高知 県人権擁護委員連合会高知協議会 男女共同参画推進委員長 吉川 葉子 氏より説明 ・第64回高知県養護教職員協会後期研究協議大会で情報提供</p>	<p>・スクールカウンセラーが配置できていない学校があり、支援を要する児童生徒に対する校内での支援体制を整える必要がある。 スクールカウンセラー研修講座でDVの研修を行った。 ・養護教諭の意識が高まりつつあり、人権教育の一環としてDVに関して集団指導を計画、実施した高等学校もある。また、平成25年度の第31回高知県養護教職員協会夏季研修会において、デートDVについての研修が計画されている。</p>	<p>・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成24年度) 小学校 102校 中学校 92校 高等学校 36校 特別支援学校 13校 配置人数 53名 ・健康観察の実施状況等についての現状把握</p>	<p>・H25年度、スクールカウンセラーに積極的に取り組んでもらいたい内容として、3点あげている。 ①児童生徒向けの「困難やストレスの対処等」の授業②教職員向けの「カウンセリング能力向上」の研修③保護者向けの講演 このような場を通してDV対応を行う。 ・学校全体であるいは保健室での健康観察の徹底及び養護教諭に対して、学校保健のコーディネーター役としてスクールカウンセラーをはじめ関係者と連携して対応していく意識を、あらゆる機会に高めていく。</p>	健康対策課	

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
1 DVを許さない社会づくり	(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	① 人材の確保	●配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置	●継続して配置(1名)	配置の継続 広域対応が困難	・就労、職業訓練につないだ ・サポーターの支援による生活の安定 支援人数58人 ・民間機関カウンセリング 3人実施	・収入が少なく経済的自立が困難 ・精神的回復に長い期間を要する	・経済的自立に向けて、就労・訓練につなぐ ・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続	・就職先の確保 ・自立に向けた継続的な精神面のサポート ・関係機関と連携した支援が必要	女性相談支援センター
		② 相談員等の専門性の向上	●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加並びに相談員スキルアップ研修の主催及び受講等 各種の研修の情報を積極的に取入れ可能な限り参加させる。各種セミナー参加 国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加	専門研修への参加による相談業務への反映 ●相談員のスキルレベルに合った研修の確保 ●専門研修への参加による相談業務への反映	国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への派遣を行った。また相談員スキルアップ講座を3回実施し延べ80名が参加した。 ・各種研修を受講させ相談のスキルアップを図った 専門研修への参加13回	相談員スキルアップ講座参加者の拡充と専門研修への参加により、被害者支援に関わる人材の確保と専門性のさらなる向上を図る必要がある。 ・相談者、入所者の信頼を得ている	国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加並びに相談員スキルアップ研修の主催及び受講等 ・各種研修を受講させ相談のスキルアップを図る	専門研修への参加による相談業務への反映 ・相談員のスキルレベルに合った研修の確保 ・専門研修への参加による相談業務への反映	ソーレ 女性相談支援センター
		●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施	市町村職員に対する研修実施 市町村児童家庭相談担当新任職員研修等 児童相談所内研修の充実	・限られた研修会における効果的な指導教養方法の検討 ・実務教養時の資料作成	・県下巡回指導教養の実施 ・DV・ST相談担当者研修会の実施  市町村相談窓口職員等に対する研修の実施 ○中央児相 ・市町村児童家庭相談担当職員研修(新任前期・後期、中堅者) 参加者:市町村児童家庭相談担当職員、保健部署職員延べ106名 ・児童問題関係職員研修会 参加者:市町村職員、保健、福祉、教育、医療・司法機関等の関係職員等延べ295名  児童相談所内研修の充実 ○中央児相 ・外部専門家の招へい(年17回) ・心理職員に対するスーパーバイザーの招へい(年4回) ・児童相談所職員の県外児相への派遣研修(2名) ・職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ・DVに関するDVD研修の開催(参加者:24名)他幡多児童相談所:DV対策連携支援ネットワーク会議(H25.1.24)での職員向け状況説明	・教養の実施により、全体的な基礎知識の底上げが出来スムーズな対応が出来ている  市町村職員等に子どもにとってDVが虐待であることを知ってもらうとともに、現状や地域での連携などについての理解を深められた。  ・児童相談所の強化(組織・運営力の強化及び専門性の確保・向上等)が図れた。	・職場教養の更なる充実 ・警察学校への入校による集団教養の実施 ・専門教養の実施  市町村職員に対する研修の継続 市町村児童家庭相談担当新任職員研修等  児童相談所内研修の充実	・移動後による人員変更のため、知識不足の職員が存在する ・相談部門が県民支援相談課に移管されたことから今後さらなる連携が必要である  市町村職員に対する研修の継続 市町村児童家庭相談担当新任職員研修等  児童相談所内研修の更なる充実	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 警察本部	

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室					
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等						
1 DVを許さない社会づくり	(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	② 相談員等の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会実務者会開催時に併せた研修の実施など。</li> <li>●研修会には積極的に参加しスキルアップに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV対応経験のある市町村でも個別検討会を通してレベルアップをしているものの、市町村間での温度差があるため、研修を実施する市町村によって研修内容を変える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日高村要保護児童地域対策協議会実務者会に併せてDV研修会を行い、警察及び保育園・小学校長に対してDV早期発見等についてや連携の大切さについて周知することができた。(中央西、幡多)</li> <li>●DV対策連携ネットワーク会議等に参加しスキルアップを図った(安芸、中央東、須崎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV早期発見や連携についての大切さについて周知できたと思われるが、人事異動があることから、継続的に研修が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会実務者会等の開催時に併せた研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVに対する認識はあるものの、市町村間での温度差があることから、研修を実施する市町村によって研修内容を変える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV対策連携支援ネットワーク専門家研修の充実及び市町村担当者の参加の検討</li> <li>相談員等担当職員の交代による相談対応能力の低下を招かないような、スキルの平準化</li> <li>相談員等担当職員の交代による相談対応能力の低下を招かないような、スキルの平準化</li> <li>DV対応経験のある市町村でも個別検討会を通してレベルアップをしているものの、市町村間での温度差があるため、研修を実施する市町村によって研修内容を変える必要がある。</li> <li>DV問題についての理解の向上</li> <li>限られた研修会における効果的な指導教養方法の検討</li> <li>実務教養時の資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を開催した。</li> <li>-34団体62名</li> <li>-関係者の連携と専門知識の習得が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-参加機関の拡大の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV対策連携支援ネットワーク専門家研修の充実及び市町村担当者の参加の検討</li> <li>相談員等担当職員の交代による相談対応能力の低下を招かないような、スキルの平準化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員等担当職員の交代による相談対応能力の低下を招かないような、スキルの平準化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活・男女共同参画課</li> <li>女性相談支援センター</li> <li>福祉保健所</li> <li>児童相談所</li> <li>警察本部</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村担当者、警察署、法務局等DV担当者向けにDV被害者サポートブックを作成し配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布先の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-DV被害者サポートブックを作成し配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者サポートのための基本的な情報を周知できた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-DV被害者サポートブックを配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布先の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター</li> </ul>					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種研修情報の収集及び提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修情報の収集及び提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員などが気軽に参加できるような、身近な場所での研修が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-男女共同参画センターソールで講演会等を実施</li> <li>-DV啓発講演会 1回 102名</li> <li>-地域版男女共同参画講座 2市町</li> <li>-市町村等からの要請による出前講座 15件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-実施市町村の広がりが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修情報の収集及び提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-各種講座を幅広い市町村が利用できるよう働きかけが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活・男女共同参画課</li> </ul>					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談員に対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医によるスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談員の経験年数、スキルレベルの格差</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-精神科医によるスーパーバイズの実施 5回実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-対応困難な相談者への適切な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-精神科医によるスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-困難事例が増えている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター</li> </ul>					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター・児童相談所連絡協議会開催(中央児相1回、幡多児相1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者の同伴児への緊急対応にいて確認</li> <li>DV被害者の同伴児の心のケアについて</li> <li>情報共有と役割分担について再確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-児相との連絡会開催 2回実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-情報共有ができるようになった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-児相との連絡会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-同伴児の心のケア</li> <li>-児相と女相の役割分担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター</li> <li>児童相談所</li> </ul>					

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
1 DVを許さない社会づくり	(3) 被害者の確保及び専門性向上	③ 相談員のメンタルヘルスケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種メンタルヘルス研修受講の推進</li> <li>●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備</li> </ul>	精神保健センター等でのメンタルヘルスケア研修の受講  毎日の職員ミーティングの推進 ●職員を対象にしたメンタル相談の活用	職場職員の精神的フォローアップ体制の充実  忙しくて相談員の悩みを受け止められないことがある。	受講実績なし  ・職員ミーティングを毎日実施した	必要に応じて研修の受講を勧める  職員間で情報共有や意見交換ができた	・職員厚生課等の職員対象のメンタル相談の活用  ・職員ミーティングの実施 毎日	・職員の気づきに差がある ・適切な時での研修受講  迅速な情報共有	女性相談支援センター
		① 加害者への厳正な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場警察官の加害者への対応能力の向上</li> <li>●保護命令が出された加害者に対する警告の実施</li> <li>●被害者や支援者の安全確保</li> </ul>	・専門教養の実施  ・保護命令発出直後に裁判所において加害者に指導警告を実施  ・被害者方の警戒、巡回の強化、加害者の行動の把握	・専門教養を行う場が限られていることから効果的な教養の実施方法 ・他の教養方法についての検討  ・現状では保護命令違反もなく、指導警告が効果的に実施されていると判断する  ・被害者の意思、加害者の行動をよく把握した上で被害者方の警戒、巡回を行う必要があり、その方法をどのようにするか	・警察学校への入校による専門教養の実施 ・ロールプレイによる実践的教養の実施  保護命令発出直後に裁判所において相手方に対し指導警告を実施している相手方については、一応指導に従っているので一定の抑止効果が認められる  ・110番通報登録の実施 ・公費による避難場所の確保 ・住民基本台帳閲覧制限の援助 ・各種援助の実施 ・自宅周辺の警戒の実施	・警察学校への入校による専門教養の実施 ・ロールプレイによる実践的教養の実施  指導後は一定の抑止効果があると認められる  ・スムーズな支援が実施できている ・110番通報登録は被害者が安心する	・警察学校への入校による専門教養の実施  ・今年度も保護命令発出直後に指導警告を実施する予定である  ・110番通報登録の実施 ・公費による避難場所の確保 ・住民基本台帳閲覧制限の援助 ・各種援助の実施 ・自宅周辺の警戒の実施	・全ての警察官に専門教養を実施することが難しい  ・相手方が不出頭の場合、直接指導が出来ないので、効力の発生にタイムラグが発生する ・指導のために相手方を捜し出向く必要がある  ・周辺の警戒は24時間体制での実施が難しい	警察本部
		② 加害者の更生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討</li> <li>●加害者への情報提供</li> </ul>	国や他県の情報収集  国や他県、他課等からの情報を収集し、関係者に情報提供を図るとともに、活用策を検討する。	加害者更生プログラムに関する情報不足  県において独自の調査研究は行っておらず、国においてもこれといった対策がないとされ、情報も多くない。	関係団体含め国や他県の情報収集に努めた。  国立女性教育会館から男性の男女共同参画についての情報提供があった	行政始め加害者更生プログラムに関する情報が不足しており、引き続き情報収集の必要がある。  問題意識はあるが、有効な情報が少ない	国や他県の情報収集  国や他県、他課等からの情報を収集し、関係者に情報提供を図るとともに、活用策を検討する。	加害者更生プログラムに関する情報不足  県において独自の調査研究は行っておらず、国においてもこれといった対策がないとされ、情報も多くない。	ソーレ 県民生活・男女共同参画  ソーレ 女性相談支援センター
③ 加害者の気づき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知</li> </ul>	ソーレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び相談カードの配布等  加害者に気づきを促し、相談につなげるためにポスターやカードを配布する。	男性相談窓口を周知する相談カードの配布先の新規開拓  加害者は、男性が多いことから男性向け相談窓口の拡充、周知が必要	・情報紙「ソーレ・スコープvol.63」やホームページに、特集「これってDV？気づいてください！」と平成24年度DV防止啓発講演会の要旨を掲載し、加害者の気づきを促す意識啓発と相談窓口の周知。また、相談窓口や研修の場での相談カードの配布等により加害者にも意識啓発できるように努めた。  人権啓発センターテレビCM 3社 36回 ラジオ番組 3回 ソーレスコープ記事掲載 1回 啓発用ポケットティッシュ 10000個 相談カード作成、配布 19000枚 啓発シール作成、配布 5000枚 電車広告 女性に対する暴力をなくす運動期間中11/19～25  ・加害者に対する意識啓発にもなっている	行政機関等を通じて、男性相談窓口を周知する相談カードを配布しているが、相談件数は微増、女性対象相談に比べてまだ周知が十分でない。 ・よりよい被害者支援のため、DV加害者等男性相談者への相談対応講座の実施による啓発が必要  ・被害者だけでなく、加害者も意識した広報素材を作成している。	・ソーレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び相談カードの配布等 ・加害者に対する意識啓発のため、DV加害者を含む男性相談者に対する相談員のスキルアップ研修の実施(H25.4追加)  広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ	男性相談窓口を周知する相談カードの配布先の新規開拓  加害者は、男性が多いことから男性向け相談窓口の拡充、周知が必要	ソーレ 県民生活・男女共同参画課		

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	③ 加害者の気づき	●精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施	専門性を生かした相談支援の実施 相談に応じ随時対応 精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施	関係機関とのネットワークと連携 関係機関等への周知	・精神保健福祉センターでの面接相談21件中新規来所14件。そのうち他機関からの紹介によるものは6件 ・面接相談で専門的な助言等を行った DV対応相談2件(中央西のみ)	必要に応じて面接を継続し、専門性を生かした支援を行っている 随時相談につなげる体制は整備している。	専門性を生かした相談支援の実施 相談に応じ随時対応 精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施	関係機関とのネットワーク及び連携の強化 「心の健康相談」業務について、関係機関への周知	精神保健福祉センター 福祉保健所
			●ソーレでの相談の実施	一般相談や男性相談での対応及び必要に応じて専門機関の紹介	ソーレにおける男性相談を周知する相談カードの配布先の新規開拓	加害者からの相談に、一般相談や男性相談で対応しつづ必要に応じて専門機関の紹介を行った。	行政機関等を通じて、男性相談窓口を周知する相談カードを配布しているが、女性対象相談に比べ件数も少なく、相談専門機関の広報周知が必要である。	一般相談や男性相談での対応及び必要に応じて専門機関の紹介	ソーレにおける男性相談を周知する相談カードの配布先の新規開拓	ソーレ
			●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	・電話、メール相談等に思春期の男女交際や男女間の性に関する悩み相談のある場合、男女の性の発達に関する正しい性知識の情報提供やDV予防に関する理解を深めるよう支援する。	・学校や関係機関が思春期相談センターの活動を理解し、思春期の子どもたちに気軽に利用するよう声かけの協力が必要である	・電話相談：4938件。利用者の84.3%は小学生、中学生、高校生で、性に関する正しい性知識の情報提供や性に関する悩み相談に対応。	・思春期相談センター広報用名刺大カードを思春期の時期にある中高生ひとり一人に配布したことで、思春期の性に特化した相談センターであることが認識され、利用件数が増加した。	・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。	健康対策課	
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	県民への幅広い周知活動を行う。 ホームページでの配偶者暴力支援センター案内の記載 DV防止をテーマとしたCM(配偶者暴力相談支援センター連絡先有)を作成、放送予定。 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもたらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ	DVについて県民に十分知られていない。 ホームページでの配偶者暴力支援センターの周知方法 テレビCMは県民に広く周知することができるが、放送期間に限られる。 相談が増えているとはいえ、DV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在している。	担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したDVや配偶者暴力相談支援センターの周知を行った。 ・リーフレットの活用とともに、ソーレ情報紙やホームページで暴力(DV)の相談窓口として女性相談支援センターを記載し、相談に繋がるよう相談窓口を広く周知した。 ・留守番電話のメッセージで案内している。 テレビスポットCMの放送「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて放送 放送期間 11/19~11/25 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載 題名「配偶者暴力を考える」 掲載日 11/14 人権啓発センターテレビCM 3社 36回 ラジオ番組 3回 ソーレスコープ記事掲載 1回 啓発用ポケットティッシュ 10000個 相談カード作成、配布 19000枚 啓発シール作成、配布 5000枚 電車広告 女性に対する暴力をなくす運動期間中11/19~25	分析、検証は行っていません。 DV被害者の早期発見を図るためには、引き続きホームページをはじめとする広報媒体の活用で、DV被害の相談窓口として配偶者暴力支援センターやソーレの周知が必要である。 相談機関から放送後の相談件数が増えたとの連絡がある。 広報を継続していくことにより、啓発が推進している。	県民への幅広い周知活動を行う。 ホームページ他での配偶者暴力支援センターの案内(H25.4修正) DV防止をテーマとしたCMを放送予定 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもたらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ	DVについて県民に十分知られていない。 ホームページ他での配偶者暴力支援センターの周知方法(H25.4修正) テレビCMは県民に広く周知することができるが、放送期間に限られる。 女性相談支援センターへの相談は横ばい状態だが、県民意識調査でDV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在しており、広報素材の工夫や広報の強化が求められる。	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ
			●市町村における広報紙等を活用した周知	広報素材等の提供 現状では、広報している市町村も県からの依頼に応じてくれている状況なので、主体的に広報に取り組んでもらう必要がある。	・市町村への広報文案の情報提供 1回 ・広報文案を元に、自主的に広報に取り組む市町村が見られる	・市町村が自主的に広報に取り組む際に広報文案が参考になっている	市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。	・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 ・市町村が主体となった広報の取組の推進	県民生活・男女共同参画課	

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組		担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等					
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●リーフレット等を活用した周知	デートDV啓発パンフレット等への配偶者暴力相談支援センター案内の記載  高齢者・障害者等、的を絞った広報ツールの検討	デートDV啓発パンフレット等での配偶者暴力相談支援センターの周知方法  高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたっていない。	派遣研修やソーレでの講演会等を通じてデートDV啓発パンフレット等で配偶者暴力相談支援センター案内の記載を行った。  啓発用ポケットティッシュ 10000個 相談カード作成、配布 19000枚 啓発シール作成、配布 5000枚 電車広告 女性に対する暴力をなくす運動期間中 11/19~25	相談窓口の周知や相談に繋げるため、引き続き、デートDV啓発パンフレット等で配偶者暴力相談支援センターを周知することが必要。  ポケットティッシュや啓発シールの作成等、効果的な広報素材の作成を行った。	デートDV啓発パンフレット等への配偶者暴力相談支援センター案内の記載	デートDV啓発パンフレット等での配偶者暴力相談支援センターの周知方法  高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたるよう、広報のやり方の工夫や配布先の検討が必要	ソレ 県民生活・男女共同参画課				
			●「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供	●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知	●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。	担当課等を通じて、記者クラブへの情報提供を行った。  ・DV防止講演会を「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて11月18日に関係者研修として位置付け開催。暴力相談支援センターの紹介とともに、参加者102名が事例をもとにDVの基本を学んだ。 ・写真展「STAND性暴力サバイバーたちの素顔」を11月12日~16日高知市役所ピロティ、11月17日~18日ソーレアトリウムにて開催。暴力相談支援センターを紹介するとともに、11月18日には被害者支援センターの協力により相談スペースを設けた。  テレビスポットCMの放送 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて放送 放送期間 11/19~11/25 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載 題名「配偶者暴力を考える」 掲載日 11/14	情報提供ができていない  DVや性被害に対しての周囲の理解や支援の必要性を訴えるとともに、配偶者暴力相談支援センターを周知することが必要。  相談機関から放送後の相談件数が増えたとの連絡がある。	●「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供	●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。	広報広聴課 ソレ 人権啓発センター 県民生活・男女共同参画課				
			「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な媒体の活用を検討する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分	・講演会の実施 102名 ・市町村に広報文案を提供し、掲載依頼  広報文案を元に、自主的に広報に取り組み市町村が見られる。  ・テレビ・ラジオでの読み上げ依頼(広報広聴課) ・運動期間中に電車車内広告(20台/全50台) ・さんSUN高知へ運動の周知、女性相談支援センターのお知らせ記事掲載 ・ラジオ番組での広報	期間中に集中した広報を行い、啓発を図った。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な媒体の活用を検討する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分						
② 発見、通報体制及整備相談に関する体制整備	●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	・女性相談支援センターと警察本部が連携を密にして十分な対応ができるようになる	・夜間及び緊急時でホテルや女性相談支援センターに避難できない場合の避難先の確保	・公費による緊急避難先の確保をしている	・公費による緊急避難制度が積極的に活用された	・公費による避難先の確保をする ・本年度も公費による緊急避難制度を積極的に活用を推進する	・女性相談支援センターの夜間対応の充実が望まれる	警察本部 女性相談支援センター						
		緊密な情報共有 郡部に一時保護委託先を確保 一定の支援を地域で行うため、市町村・福祉保健所の対応力を強化	定期的な連絡会の開催 日常的な連絡調整を確実に 行う 危機意識の共有化 夜間及び緊急時で、ホテルや一時保護所に避難できない場合の避難先の確保	・連絡会の実施 1回	・女性相談支援センターと警察本部で情報共有ができた	・連絡会の実施	・女性相談支援センターと警察本部で、継続して、情報や意識を共有していくことが必要							

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	② 発見、通報及び相談に関する体制整備	●警察との情報共有及び連携の強化	・女性相談支援センターと連携を密にして十分な対応ができるようにする	・平素の連携、事案都度の連絡対応でお互いの円滑な措置が行えるよう意思疎通が必要	・現在ある程度スムーズな連携がなされている ・最近ではスムーズな入所避難が出来る ・更なる女性相談支援センターとの連携強化を図る	・女性相談支援センターとのスムーズな連携により素早い避難が可能となっている	・更なる女性相談支援センターとの連携強化を図る	・女性相談支援センターの夜間対応の充実が望まれる	警察本部 女性相談支援センター
			●警察との情報共有及び連携の強化	●緊密な情報共有 ●定期的な連絡会の開催 ●日常的な連絡調整を確実に行う	●多くの被害者の救済のため引き続き配偶者暴力相談支援センターの機能や保護命令制度・各種の支援措置を伝える必要がある。 ●平素の連携、事案都度の連絡対応で、お互いの円滑な措置が行えるよう意思疎通が必要	・連絡会の実施 1回 ・警察職員への研修 3回	・緊急時の対応がスムーズにできるようになった	・連絡会の実施 ・警察職員への研修	担当部署以外の警察官の理解度	
			●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	医療相談室の面接室等に相談機関カード等を配置するなど情報提供窓口として機能を整備する。  相談に応じて個別検討会を実施し、関係機関の情報共有及び共通認識のもと支援体制を構築する。連携ネットワーク会議への参加  各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼するとともに、直接要請する。	市町村窓口担当のスキルアップが必要  医療・福祉・教育・司法関係者に対する働きかけの機会が少ない。	医師の気づきにより被害者を相談機関につなげることができた。  相談に応じて個別検討会を実施し、関係機関で情報共有し支援体制を構築することができた。  ・庁内各課にダイジェスト版を送付・機関紙等の情報依頼、職場研修を依頼した	DV被害の事例に対して関係機関と連携した取り組みができた。  関係機関で情報共有し支援体制の構築はできたが、市町村窓口担当のスキルアップが必要  継続した取組が必要	医療相談室の面接室等に相談機関カード等を配置するなど情報提供窓口として機能を整備する。  相談に応じて個別検討会を実施し、関係機関の情報共有及び共通認識のもと支援体制を構築する。連携ネットワーク会議への参加  各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼するとともに、直接要請する。	市町村窓口担当のスキルアップ  医療・福祉・教育・司法関係者等、依頼先の検討	県立病院課 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 医事業務課 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員
			●子どもの権利110番との連携強化	法務局も含めた担当者名簿の作成等、連絡網の検討	子どもからのSOSが、DV被害者支援につながりにくい。	市町村担当者名簿を作成した	法務局も含めた作成に至っていない	法務局も含めた担当者名簿の作成等、連絡網の検討	子どもからのSOSが、DV被害者支援につながりにくい。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
			●苦情処理の体制整備	・女性相談支援センターとの連携により体制の確立	・一連の対応の中で二次的被害の存在について単一機関では判断できない場合があり、他機関との連携によってこれを補わなくてはならず、それができる信頼感がお互い必要	・苦情に関する申し出は、警察内の別所属が行っている	・苦情には適切な対応が必要である	・女性相談支援センターとの連携による苦情に対する体制を確立する	・苦情に十分に対応し、被害者の二次的被害をなくす	警察本部 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
			職員研修等の実施による二次被害の防止 苦情があった場合には情報共有等を実施	苦情に対する迅速で適切な処理	多種多様な相談者のニーズに的確に対応できるよう、相談員や支援員等の資質の向上を図った。 所内研修8回、スーパーバイズの実施5回、専門研修への参加 13回	日ごろから職員が問題意識を持ち、研修等に取り組んでいる	職員研修等の実施による二次被害の防止 苦情があった場合には情報共有等を実施	苦情に対する迅速で適切な処理		

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組						
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室					
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	① 相談につなげる窓口の体制整備と	② 発見する通報制及び整備相談に	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	相談に応じて個別検討会を実施し、関係機関の情報共有及び共通認識のもと支援体制を構築する。連携ネットワーク会議への参加	各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼するとともに、直接要請する。	市町村窓口担当のスキルアップが必要	医療・福祉・教育・司法関係者に対する働きかけの機会が少ない。	相談に応じて個別検討会を実施し、関係機関で情報共有し支援体制を構築することができた。	関係機関で情報共有し支援体制の構築はできたが、市町村窓口担当のスキルアップが必要	継続した取組が必要	相談に応じて個別検討会を実施し、関係機関の情報共有及び共通認識のもと支援体制を構築する。連携ネットワーク会議への参加	各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼するとともに、直接要請する。	市町村窓口担当のスキルアップ	医療・福祉・教育・司法関係者等、依頼先の検討	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 医事業務課 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員
			●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	各種の研修の情報を積極的に取入れ可能な限り参加させる。各種セミナー参加	相談員の経験年数、スキルレベルに合った研修の確保	●各種研修を受講させ相談のスキルアップを図った 専門研修への参加13回	●相談者、入所者の信頼を得ている	●各種研修を受講させ相談のスキルアップを図る	●相談員のスキルレベルに合った研修の確保 ●専門研修への参加による相談業務への反映	女性相談支援センター					
				●相談員に対するスーパーバイズの実施	精神科医によるスーパーバイズの実施	相談員の経験年数、スキルレベルの格差	●精神科医によるスーパーバイズの実施 5回実施	●対応困難な相談者への適切な対応	●精神科医によるスーパーバイズの実施	●困難事例が増えている	女性相談支援センター				
	② 県の他機関との連携強化	●福祉保健所との連携強化	生活保護、育児支援での家庭訪問など、日常業務の中でDVが疑われる場合があれば、所内で情報共有した後、女性相談支援センターと連携を行い、状況に応じて支援を行う。	所内(生活保護担当)での連携	●生活保護担当に相談があった時は、所内で情報共有し、市町村と連携をとるなかで必要に応じて女性相談支援センターと連携を行うことができた。	●生活保護担当が直接住民と関わることから、所内(生活保護担当)での連携が必要である。	●生活保護、育児支援での家庭訪問など、日常業務の中でDVが疑われる場合があれば、所内で情報共有した後、女性相談支援センターと連携を行い、状況に応じて支援を行う。	所内(生活保護担当)での連携	女性相談支援センター 福祉保健所						
			●児童相談所との連携強化	状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う	連携の強化	○中央児相 ●児童相談所から女性相談支援センターへのDVに関する通告・相談件数 2件 ●女性相談支援センターから児童相談所への通告・相談件数 6件 ●幡多児相 女性相談支援センターから児童養護施設へ一時保護委託したケース説明 1件	●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携ができた。	状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う	●女性相談支援センターと児童相談所との連携強化	女性相談支援センター 児童相談所					
				●関係機関や県民等に子どもたちの状況や、DVが子どもに与える影響を伝え、理解を求めらる。 ●児童相談所との定例会の実施 ●状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助の実施	DVにかかる子どもの心理的ケアの必要性が関係機関にまだ認識されていない。子どもに関わる関係機関に、子どもの心のケアを行う人材が不足している。 連携の強化	●児相との連絡会開催 2回実施	●情報共有ができるようになった	●児相との連絡会開催	●同伴児の心のケア ●児相と女相の役割分担	女性相談支援センター					
	③ 市町村との連携強化	●住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援	相談に応じて所内で情報共有をしたうえで、被害者に対して各種福祉制度等情報提供を行う。	市町村窓口担当のスキルアップが必要	相談に応じて所内で情報共有を行ったり、各種福祉制度等を情報提供することができ、生活保護と連携しての支援や母子支援生活施設への入所に繋がった。	所内生活保護担当と共通認識のもと情報共有を行い支援の方向性を明確化することで、被害者に対して適切な支援をタイムリーに行うことができた。	相談に応じて所内で情報共有をしたうえで、被害者に対して各種福祉制度等情報提供を行う。	●市町村窓口担当のスキルアップ	福祉保健所 女性相談支援センター						
			市町村ごとにDV被害者支援のサービスについて話し合う場に出向く	市町村間の温度差 市町村の職員体制のせい弱さ	●市町村支援担当職員への研修 10市町村	●市町村内でのDV担当課を中心とした連携が取れ始めた	●市町村支援担当職員への研修 3市	●市町村間での温度差							

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	カ(2)配偶者暴力支援センターの機能強化	③市町村との連携強化	●市町村の取組に対する助言等	●DV被害者支援に関する相談や取組への助言の実施	相談員等職員のスキル	・市町村支援担当職員への研修 10市町村	・市町村内でのDV担当課を中心とした連携が取れ始めた	・市町村支援担当職員への研修 3市	・市町村間での温度差	女性相談支援センター
		①配偶者暴力相談支援センターの周知	●高齢者、障害者、外国人の相談窓口での周知	障害者110番や障害者相談支援事業所でのパンフレット配布等 配偶者暴力相談支援センターに関するチラシ等の収集と多言語化 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。	連携しやすい体制(定期的な情報交換)などの検討 予算 1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知	・高知県障害者権利擁護センターの設置 ・障害者電話相談事業(障害者110番)における相談受付 平成24年度実績 1,446件(うち人権・法律 37件) チラシの多言語化を実施し、今後の広報啓発に向けた基盤づくりを進めた。 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布箇所:1,000箇所(福祉施設、公共機関・窓口、郵便局、スーパー等) 配布部数:10,000部 2. 認知症コールセンターへの相談件数 H24年度:407件	パンフレットの配布による情報提供ができていない 多言語化したチラシを作成し、広報啓発に活かしていく必要がある。 1. 相談件数は昨年度と比べ微増(14件増、合計995件)したが、今後も周知を行っていく必要がある。 2. 相談件数は400件を超えており、一定の周知ができた。今後もさらなる周知のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。	障害者110番や障害者相談支援事業所でのパンフレット配布等 チラシの作成 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。認知症のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。	連携しやすい体制(定期的な情報交換)などの検討 予算等 1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知	障害者保健福祉課 国際交流課 高齢者福祉課
			●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	配偶者暴力相談支援センターに関するチラシ等の収集と多言語化 ターゲットを絞ったチラシ等の作成の検討 国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	予算 一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	チラシの多言語化を実施し、今後の広報啓発に向けた基盤づくりを進めた。 パンフレットの翻訳を行った	多言語化したチラシを作成し、広報啓発に活かしていく必要がある。 該当する被害者への説明にとどまっている	チラシの作成 国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	予算等 一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	国際交流課 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
	②各相談機関における相談機能の強化	●各団体の研修会等でのDV防止のための啓発	障害者虐待防止法の研修での周知等 高齢者及び障害者権利擁護連携会議を通じて、構成団体の交流の推進。 連絡会、イベント時でのDVの周知 それぞれの分野の相談窓口との連携 関係団体に対する研修会等の実施の働きかけ	職種により支援先が異なるため、研修内容に偏りが生じる。 職種を超えての対応と職種間の連携方法の確立。 通常、福祉関係団体等とのつながりが無い。	・高知県障害者虐待防止セミナーの実施 H24.10.21 参加者:129名 ・高知県障害者虐待防止・権利擁護研修事業の実施 高齢者及び障害者権利擁護連携会議の開催(H24.10.15) 会議での意見交換によって、各団体の行っている権利擁護に関する取組みが明らかになった。 外国人向けの人権・生活相談を通じた啓発に努めた。 女性に対する暴力の防止週間に合わせて、男女共同参画センターソールで、DV防止啓発講演会を行った	会議を継続して開催することで、各団体の連携強化につながる。 今は、prのみならずチラシ等の配布も必要 女性団体や市町村関係者等の参加はあったが、まだまだ不十分	障害者虐待防止法の研修での周知等 高齢者及び障害者権利擁護連携会議を通じて、構成団体の交流の推進。 チラシの作成(多言語化したチラシがない場合は、日本語のチラシを配布) それぞれの分野の相談窓口との連携 関係団体に対する研修会等の実施の働きかけ	職種により支援先が異なるため、研修内容に偏りが生じる。 職種を超えての対応と職種間の連携方法の確立。 予算等 通常、福祉関係団体等とのつながりが無い。	障害者保健福祉課 国際交流課 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	
		●高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターの周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。	1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知	1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布箇所:1,000箇所(福祉施設、公共機関・窓口、郵便局、スーパー等) 配布部数:10,000部 2. 認知症コールセンターへの相談件数 H24年度:407件	1. 相談件数は昨年度と比べ微増(14件増、合計995件)したが、今後も周知を行っていく必要がある。 2. 相談件数は400件を超えており、一定の周知ができた。今後もさらなる周知のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。	1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。認知症のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。	1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知	高齢者福祉課	

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり	② 各相談機関における相談機能の強化	●障害者110番や高知ののちの電話の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	障害者110番事業のパンフレット作成・配布	連携しやすい体制(定期的な情報交換)などの検討	・高知県障害者権利擁護センターの設置 ・障害者虐待防止啓発カード・普及啓発パンフレットの作成及び配布	パンフレットの配布による情報提供ができています	障害者110番事業のパンフレット作成・配布	連携しやすい体制(定期的な情報交換)などの検討	障害保健福祉課 女性相談支援センター
			●心の健康相談の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	・心の健康相談の実施 ・女性相談支援センター等他の相談機関から要請のあった相談者への対応	・関係機関とのタイムリーな連携	・女性相談支援センターの紹介による面接相談 5件 ・女性相談支援センターへの技術支援 20件	個別面接への対応のほか、関係機関への技術的支援も行っている	・心の健康相談の実施 ・女性相談支援センター等他の相談機関を経由した相談者への対応 ・関係機関への技術的支援の実施 心の健康相談の周知については、ケース会や研修会開催時に周知を行う。また、配偶者紡織相談支援センターとの連携については、相談に応じて随時対応している。	関係機関とのタイムリーな連携	女性相談支援センター 精神保健福祉センター 福祉保健所
			●国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	啓発チラシの増刷	予算	H25年度予算計上。	人権・生活相談では、連携が取れている。	協会PR/パンフに人権・生活相談と通訳ボランティアについて紹介する。	予算	国際交流課 女性相談支援センター
		③ 相談窓口のバリアフリー化	●外国語通訳及び手話通訳等の確保	手話通訳者等の養成研修の実施	高知市周辺以外は県に登録している手話通訳者等が少ないため、市町村の協力と計画的な養成が必要	高知市、西部地域、東部地域で手話通訳者養成研修を実施。手話通訳者として5名登録。 高知市で要約筆記養成研修を実施。要約筆記者として11名登録。	通訳にレベル差があるため、全体的な研修等が必要。	高知市、西部地域、東部地域で手話通訳者養成研修(応用課程)を実施。 高知市で要約筆記養成研修(前期課程)を実施。 協会PR/パンフに人権・生活相談と通訳ボランティアについて紹介する。	手話通訳、要約筆記共に指導者の養成	障害保健福祉課 国際交流課 女性相談支援センター
3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	① 迅速な一時保護の実施	●警察等と連携した安全の確保	・女性相談支援センターへの避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行う  年度当初に連絡会を開催し、安全確保について確認 個別検討会を行うときは、必ず警察等に出席してもらい、連携のもと被害者等の安全の確保に努める。  ●個別検討会を行うときは、必ず警察等に出席してもらい、連携のもと被害者等の安全の確保に努める。	・夜間休日は小規模署での対応が困難な場合がある  関係機関の連携 夜間休日は、小規模署での対応が困難な場合がある。	・女性相談支援センターへの避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行っている  ・連絡会の実施 1回 ・警察職員への研修 3回	・夜間休日は小規模署での対応が困難な場合がある  ・緊急時の対応がスムーズになった	・本年度も女性相談支援センターへの避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行なう  ・連絡会の実施 ・警察職員への研修	・郡部署、小規模署では女性相談支援センターへの搬送要員の確保が難しい  担当部署以外の警察官の理解度	女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部
			●警察等と連携した安全の確保	関係機関の連携	相談を受けた時点から、必要に応じて警察と情報共有を行い、連携のもと被害者等の安全の確保に努めることができた。	警察等と連携した安全の確保により、被害者が安心して地域で生活ができる。	必要に応じて警察等と連携を行い、被害者等の安全の確保に努める。	関係機関の連携		

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	① 迅速な一時保護の実施	●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	・適当な避難場所の確保と公費負担制度の効果的な活用を行う	・高知市中心部以外では活用が少なく、制度の周知も含めて避難とそれに対応する制度の積極的利用を行っていく必要がある	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・夜間等で避難場所の確保が難しい場合がある	・ホテル等の避難場所を事前に確認し、避難できる態勢を確保している ・公費負担制度の充実を図る	・夜間等で避難場所の確保が難しい場合があり、避難場所を開拓する必要がある	警察本部 女性相談支援センター
			●県域を越えた広域での保護体制の整備	●継続して、民間シェルター等との連携を図る	●他県の婦人相談所との連携が十分でない	・県外の民間シェルターへの保護 1件 ・他県の婦人相談所への情報提供 1件	・被害者の安全確保ができた	・民間シェルター等との連携を図る	・他県の婦人相談所との連携が十分でない	女性相談支援センター
		●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	・保護命令の説明及び利用への効果的アドバイスを実施	・現状では問題がないと判断している	・相談受理時における被害者の意思決定支援を実施 ・相談受理時に保護命令制度の教示を実施	・現状では問題がないと判断している	・相談受理時における被害者の意思決定支援を実施 ・相談受理時に保護命令制度の教示を実施	・制度の情報提供、手続きを支援できた	・相談受理時における被害者の意思決定支援を実施 ・相談受理時に保護命令制度の教示を実施	・身体に危害が及ぶ可能性が認識できない被害者がいる ・避難の必要性の認識不足な被害者がいる
		② 同伴者を含めた安全の確保	●関係機関に対する秘密の保持の徹底	・女性相談支援センターとの都度積極的な情報交換	・平素から意思の疎通を図り、スムーズな情報交換ができるようしておく	・女性相談支援センターや市町村と連携を密にして行方不明者届の不受理や住民基本台帳閲覧制限を実施している	・スムーズな住民基本台帳閲覧制限が実施されている	・本年度も女性相談支援センターや市町村と連携を密にして行方不明者届の不受理や住民基本台帳閲覧制限を実施する	・女性相談支援センターとの更なる情報交換を積極的に行う必要がある	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部
			●情報共有の際、守秘義務の再度確認	●DV相談者に制度の情報提供、手続きを支援 ●保護命令の説明及び利用への効果的アドバイスを実施	該当なし	・保護命令提出支援 35件	・DV相談者に制度の情報提供、手続きを支援 ・保護命令の説明及び利用への効果的アドバイスを実施	・DV相談者に制度の情報提供、手続きを支援 ・保護命令の説明及び利用への効果的アドバイスを実施	該当なし	
			●指導事務担当者において、DV被害者支援について情報提供を行う。	●個別検討会の中で、関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。	●市町村担当者等の心のケアが必要である。	●個別検討会を行い、秘密保持の徹底を図ることができた。	・DVについての理解を深めるとともに、DV被害者の子どもの就学については就学の機会が確実に確保されるよう指導を徹底すること、DV被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要	・今後研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。	●市町村担当者等の心のケアが必要である。	

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室		
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	② 同伴者を含めた安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備</li> </ul>	女性相談支援センター等と連携し、必要に応じて巡回等の対応を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者の生活状況、加害者の予想行動に基づき適切な巡回等を行わなければならない、的確な判断が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センター等と連携し、必要に応じて巡回等の対応を行なっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では問題がないと判断している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度も女性相談支援センター等と連携し、必要に応じて巡回等の対応を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センターが南署管内であり、南署の負担が大きい</li> </ul>	女性相談支援センター 警察本部		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●セキュリティ対策の強化</li> <li>●入所中の見守り支援の充実</li> <li>●警察と配偶者暴力相談支援センター等が連携し、必要に応じて巡回等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者の生活状況、加害者の予想行動に基づき適切な巡回等を行わなければならない、的確な判断が必要</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ対策の強化</li> <li>・入所中の見守り支援の充実</li> <li>・警察と配偶者暴力相談支援センター等の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の予想外の行動や加害者への対応など、的確な判断が必要</li> </ul>			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門機関との連携による心の健康の回復支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間団体のカウンセラー等によるメンタルケアの実施(毎金曜日)</li> <li>●退所後の個別カウンセリングの実施(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退所者に対する個別カウンセリングの継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルスの実施 29名</li> <li>・民間研究所でのカウンセリング 3名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部のカウンセラーとの面接により、不安等を取り除くことができた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体のカウンセラー等によるメンタルケアの実施(毎金曜日)</li> <li>・退所後の個別カウンセリングの実施(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所者に対する個別カウンセリングの継続</li> </ul>	女性相談支援センター	
	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	① 被害者の心理ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心理ケア担当による心の健康回復支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎週火曜日に心理教育、リラクゼーションを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心理ケア担当者のスキルアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理教育、リラクゼーションを実施 62回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の心の健康が回復した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理教育、リラクゼーションを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理ケア担当者のスキルアップ</li> </ul>	女性相談支援センター		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時保護及び施設入所措置を行った児童の状況に応じて児童への心理判定やカウンセリング等実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」において、相談支援のあり方を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央児相 「児童の家庭におけるDVは心理的虐待にあたる。」と虐待防止法で定義されており、一時保護等を行った子どもには、心理判定やカウンセリング等を実施している。</li> <li>●喃多児相 女性相談支援センターからの情報提供により、子どもへの面接をおこなったもの 1件</li> <li>女性相談支援センターが一時保護委託した子どもの動的家族画分析対応 1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護及び施設入所措置を行った子どもの状況に応じて、児童への心理的判定やカウンセリング等を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時保護及び施設入所措置を行った児童の状況に応じて児童への心理判定やカウンセリング等実施。</li> </ul>	女性相談支援センター 児童相談所
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心して遊ぶことのできる環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中庭・プレイルーム・学習室の整備</li> <li>ベビーシッターの確保</li> <li>心の教育センターとの連携による、保護している子どもへのプレイセラピー等の機会を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心して遊ぶことのできる環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターと連携し、保護している子どもへのプレイセラピー等の機会を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中庭・プレイルーム・学習室の整備</li> <li>・ベビーシッターの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同伴児が安心して過ごすことができた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中庭・プレイルーム・学習室の整備</li> <li>・ベビーシッターの確保</li> <li>・心の教育センターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き連携し、ケースによっては、女性相談センターに出向き、出張教育相談を行う。</li> </ul>	女性相談支援センター 教育委員会

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			実施後の分析、検証		H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室	
3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	③ 保育、学習支援の充実	●学校と連携した一時保護所での教育支援	教員OBによる学習支援実施(随時) 登録教員OB(4名)	代替OBの不足 学校の協力が必要	・教員OBによる学習支援実施	・同伴児の教育支援ができた	・教員OBによる学習支援実施	・学校の協力が必要	女性相談支援センター 教育委員会			
			●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	授業料無償化の実施(専攻科を除く)により、すべての生徒が等しく学べる支援を行う。専攻科の生徒への授業料の減免国が導入した所得連動型返還猶予制度に準じた猶予制度導入の検討	・公立高等学校授業料不徴収交付金の算定において、授業料減免相当額を全国一律の調整率により算出しており、地方に財政負担が生じている。 ・新たな財源が必要となること。(奨学金)	・授業料無償化の実施(専攻科を除く)により、すべての生徒が等しく学べる支援を行った。 ・専攻科の生徒への授業料の減免 ・経済的理由による返還猶予制度を新設し、H24年4月1日以降に貸与を受けていた奨学生について、返還猶予の条件が広がった。	・家庭の状況に関わらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、授業料無償化は、家庭の教育費の負担の軽減につながっている。 ・まだ実績はないが、奨学金制度対象者について将来の返還に対する不安の軽減につながっている。	・授業料無償化制度については、H26年度からの実施と公表され、H25年度秋頃には何らかのものが示されるとの説明もあり、今後とも国の動向等の情報を収集し、本県における所得制限を設けた授業料無償化制度や給付型奨学金制度の円滑な実施につなげる。 ・対象者への制度周知	・H26年度から実施される予定の所得制限を設けた授業料無償化の保護者・生徒・学校への周知、条例の改正、予算措置及び電算システム稼働 ・財源の確保	高等学校課 女性相談支援センター			
		④ 災害に備えた体制づくり	●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策	南海地震等の対策として、年3回避難訓練を実施	定期的な実施	・南海地震等の対策として、年2回避難訓練を実施	・安全対策が図られた	・南海地震等の対策として、年2回避難訓練を実施	定期的な実施	女性相談支援センター			
			●備蓄等の充実	備蓄品等の拡充(3日分→1週間分)	継続的な予算の確保	・備蓄品等の拡充(3日分→1週間分)	・安全対策が図られた	・備蓄品等の1週間分の維持	継続的な予算の確保	女性相談支援センター			
			●代替施設による事業の継続	県有施設等の活用について、関係課等と協議し検討	災害があつ場合に、必ず使用できる施設、設備の準備	職員厚生課やソーレと協議を行った	ソーレの会議室等を使用するよう協議を進めている	ソーレの使用について引き続き協議を進めていく。	高知市の避難場所指定との調整	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター			
		(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	② 民間支援施設等との連携	●郡部における一時保護施設の確保	●一時保護委託の民間施設の開拓(東部)	情報収集	新たな委託先は確保していない	引き続き開拓していく	・一時保護委託先の確保	情報収集	女性相談支援センター		
	●民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実			●既存の支援団体との連携強化 ●一時保護委託先の確保(4カ所確保済)	●民間シェルターの拡充 ●県東部、県外の委託先の確保	・一時保護委託 55帯 12人	・DV被害者の安全が図られた	・既存の支援団体との連携強化 ・一時保護委託先の確保	・民間シェルターの拡充 ・県東部、県外の委託先の確保	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター			
	●障害者及び高齢者施設の活用			既存の支援団体との連携強化	民間シェルターの拡充	既存の支援団体との連携を図った	支援団体と連携した体制が築けている。	既存の支援団体との連携強化	民間シェルターの拡充	県民生活・男女共同参画課			
	●研修時に参加施設名簿等を配布し、施設間での協力的体制の構築を促す。			市町村が異なる受入施設を複数確保するために、関連市町村の合意形成が必要。	・高知県高齢者権利擁護研修会の開催(H25.1.31) 参加者:123名 施設管理者を対象に開催し、名簿を配布した。プログラムにグループワークを組み込み、参加者間の情報交換及び連携強化を図った。	・今後も継続して実施することで事業所における権利擁護の意識を高めるとともに、事業所間の連携強化を図る。	研修時に参加施設名簿等を配布し、施設間での協力的体制の構築を促す。	市町村が異なる受入施設を複数確保するために、関連市町村の合意形成が必要。	高齢者福祉課 障害保健福祉課				
	4 DV被害者の自立	(1) DV被害者の生活再建	① 住宅の確保	●県営住宅の募集時の優先措置による支援	定期の募集による応募者の入居に係る選考にあたって、DV被害者の当選倍率を高める方法により選考を行っていく。	DV被害者の住宅が必要な時期と県営住宅の定期募集の時期が一致するとは限らない。被害者の自立時期に臨機応変に対応していく必要がある。	平成24年度、4回の定期募集を実施。募集戸数155戸に対し、1073名の応募があった。応募者のうちDV被害者からは7名の応募があり抽選の結果、1名入居した。	県営住宅への入居者選考にあたっては、DV被害者のみならず、障害者世帯、母子、父子世帯等に対しても、優遇措置を実施しており、DV被害者が確実に入居できるものではない。	定期の募集による応募者の入居選考にあたっては、DV被害者等に対する当選倍率を高める方法により選考を行っていく。	DV被害者の住宅が必要な時期と県営住宅の定期募集の時期が一致するとは限らない。被害者の自立時期に臨機応変に対応していく必要がある。	住宅課		
●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供				民間事業者との協力体制の確立	入居時における保証人の確保	・借家情報や、保証人の確保	・自立につながった	・民間事業者との協力体制の確立	該当なし	女性相談支援センター			

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
4 DV被害者の自立支援	(1) DV被害者の生活再建	① 住宅の確保	●保証料補給制度、融資制度等の情報提供	適時の情報収集	適時の情報収集	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室	
				●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	緊急を要するDV被害者の一時入居先として、県営住宅が活用できるよう、関係規定を整備する。  DV被害者が県職員住宅や県営住宅を短期利用できるような体制を整える。	県営住宅への入居は、定期募集によることが基本であり、必ずしも被害者の希望に添えない場合がある。  部屋数が限られるため、被害者が必要とする時に、常に利用できるかどうかが課題。  被害者のプライバシーの確保	緊急を要するDV被害者の一時入居先として、県営住宅を提供するため、「DV被害者に関する県営住宅施設等目的外使用許可事務取扱要綱」を制定した。  DV被害者が県職員住宅や県営住宅を短期利用できるような体制を整えた。	被害者への情報提供ができた	部局間使用申請があり、かつ職員住宅に空きがあれば部屋の提供を検討する	改修工事により空き部屋が不足する	女性相談支援センター  県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課
				●ハローワークとの連携による就職の促進	●一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け ●ハローワークとの連絡会の実施	●DV被害者の実情についての理解	・一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け	・自立につながった	・一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け	・DV被害者の実情についての理解	女性相談支援センター
			●企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進	●経営者団体等に対し、企業におけるDVに関する従業員研修について、協力依頼	●企業においてDVに対する認識が十分ではなく、DVに関する啓発に関心が薄い。	・特に対応できていない	・啓発方法及び、従業員までの浸透等	・経営者団体等に対し、DVに関する情報(チラシ等)を配布し、従業員研修時等での活用・配布を要請	・各企業までの浸透	雇用労働政策課 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	
			② 就労支援の充実	業界の機関紙への啓発、研修等の実施を、関係課を通じて、もしくは、直接関係団体等へ働きかける。  労働局との連携による広報等の検討	業界団体や企業等とのつながりが無い。	・一時保護入所者に対し、母子家庭等就業・自立支援センター及び、ハローワークと連携を取りながら、求人情報を提供	企業の理解の促進までには至っていない	業界の機関紙への啓発、研修等の実施を、関係課を通じて、もしくは、経営者協会等と連携する等して働きかける。	業界団体や企業等とのつながりが無い。		
			●就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供	●一時保護入所者への積極的な支援や働き掛け ●母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、ハローワークと連携を取りながら、被害者に求人情報を積極的に提供 ●企業や民間団体の協力も得て、就職につながる効果的な支援の実施 ●ジョブカフェこうちで実施するしごと体験講習について、必要な場合は、被害者が優先的に受講をできるように配慮	●資格取得のための受験料などの費用負担 ●母子家庭の母は、雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。 ●相談支援機関のしごと体験業務の周知と情報交換を行う。	・一時保護入所者に対し、母子家庭等就業・自立支援センター及び、ハローワークと連携を取りながら、求人情報を提供	・自立につながった	・一時保護入所者に対し、母子家庭等就業・自立支援センター及び、ハローワークと連携を取りながら、求人情報を提供	・資格取得のための受験料などの費用負担 ・母子家庭の母は、雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。	女性相談支援センター 児童家庭課 雇用労働政策課	

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
4 DV被害者の自立支援	(1) DV被害者の生活再建	(2) 就労支援の充実	●就職活動及び技能習得時の託児支援	<p>パソコン講座や簿記講座における託児支援</p> <p>●民間教育訓練施設で実施する職業訓練に、託児サービス付き訓練を設定し、関係機関と連携した広報活動。</p> <p>●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報</p> <p>●ジョブカフェこうちで実施するしごと体験講習について、必要な場合は、被害者が優先的に受講できるように配慮する。</p>	<p>パソコンや簿記講座終了後の就労効果についての検証</p> <p>●託児サービス付き職業訓練のコース数が限定されることもありニーズを踏まえたコース設定が必要</p> <p>●「こうちファミリーサポートセンター」について、依頼会員に比べ援助会員が少なく、サポートする側の援助会員の増加が必要。</p> <p>●相談支援機関のしごと体験業務の周知と情報交換を行う。</p>	<p>・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</p> <p>・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>パソコン講座や簿記講座では全て託児付きで実施し、託児支援を行った。</p> <p>・2コース5名を設定し、利用者3名うち就職確定者1名(2名は未報告)</p> <p>・当課の広報紙にて「こうちファミリーサポートセンター」の照会を行った。</p> <p>・しごと体験講習事業実施要領に対象者の優先的な取扱について明記</p> <p>・しごと体験受講者1名(体験先に就職その後退職、再度受講の予定が本人辞退)</p>	<p>初参加が60%あり、仕事に役立つパソコンの基礎を学ぶ講座であり、終了後の就労支援につながった。今回受講者の託児はなかったが、DV被害者の自立支援を充実し受講に繋がるよう今後も継続する必要がある。</p> <p>・訓練数が少なく、タイミングが合わないと利用しにくい</p> <p>・会員数は、年々増加しているが、一方で援助会員が地域によって不足しているため、援助課員の募集のみの広報を拡充する必要がある。</p> <p>・体験先の事業所の理解や受講者の就業意識の向上を図る必要がある。</p>	<p>パソコン講座等における託児支援(H25.4修正)</p> <p>・6コース10名を設定</p> <p>・当課の広報紙にて「こうちファミリーサポートセンター」の周知広報を行う。また、援助会員の登録に必要な講習会の紹介などの広報を追加する。</p> <p>・しごと体験講習事業実施要領に対象者の優先的な取扱について明記</p>	<p>講座終了後の就労効果についての検証(H25.4修正)</p> <p>・受け入れられる保育所等の確保が必要のため、サービスを付けることができる訓練設定が実施直前となり、計画的な実施が困難。</p> <p>・不足する地域のみに重点をかけて広報することができない。</p> <p>・受講者の精神面のフォローが必要であり、支援機関との連携が課題。</p>	ソール 雇用労働政策課 女性相談支援センター
			●被害者の日常生活に対する支援の検討	<p>■母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、ハローワークと連携を取りながら、被害者に求人情報を積極的に提供し、併せて、企業や民間団体の協力も得て、就職につながる効果的な支援を行う。</p>	<p>■母子家庭の母は、雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。</p>	<p>・就業等相談件数 1,531件</p> <p>・移動相談 20回</p> <p>・無料法律相談 17回</p> <p>・パソコン講座 1回</p> <p>・簿記講座 1回</p> <p>・就職者数 H23 : 109人 ⇒ H24 : 66人</p>	<p>・就職者数が前年度比で、60.5%と激減しているため、更に積極的な情報提供と支援に取り組む必要がある。</p>	<p>・就業等相談 月～金8:30～17:15</p> <p>・移動相談 19回</p> <p>・無料法律相談 24回</p> <p>・パソコン講座 2回</p> <p>・就職者数 目標値(H28) : 150人</p>	<p>・関係機関との連携・情報提供方法の検討</p>	児童家庭課
			●就職活動及び技能習得時の託児支援	<p>●一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施、託児情報の収集と提供</p> <p>●民間教育訓練施設で実施する職業訓練に、託児サービス付き訓練を設定し、関係機関と連携した広報活動</p> <p>●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報</p> <p>●パソコン講座や簿記講座における託児支援</p>	<p>●子どもの預け先の確保</p> <p>●託児サービス付き職業訓練のコース数が限定されることもありニーズを踏まえたコース設定が必要</p> <p>●「こうちファミリーサポートセンター」について、依頼会員に比べ援助会員が少なく、サポートする側の援助会員の増加が必要。</p> <p>●パソコンや簿記講座終了後の就労効果についての検証</p>	<p>・一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施 延べ24人</p> <p>・託児情報の収集と提供</p>	<p>・自立につながった</p>	<p>・一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施</p> <p>・託児情報の収集と提供</p>	<p>・託児サービス付き職業訓練のコース数が限定されることもありニーズを踏まえたコース設定が必要</p>	女性相談支援センター 雇用労働政策課 ソール
			●生活保護等の情報提供と手続に際しての支援	<p>●必要な相談者及び入所者への支援</p> <p>●被害者の自立支援のために、生活保護等の情報提供と手続がスムーズにできるよう努める。</p>	<p>●居所が確保できない人への対応</p> <p>●支援を行うため、相談につなげる体制整備</p>	<p>・必要な相談者及び入所者に対し、福祉事務所への同行支援</p>	<p>・生活の再建に役立った</p>	<p>・必要な相談者及び入所者に対し、福祉事務所への同行支援</p>	<p>・居所が確保できない人への対応</p> <p>・支援を行うため、相談につなげる体制整備</p>	女性相談支援センター 福祉保健所
			●生活保護等の情報提供と手続に際しての支援	<p>●被害者の自立支援のために、生活保護等の情報提供と手続がスムーズにできるよう努める。</p>	<p>●支援を行うため、相談につなげる体制整備</p>	<p>●直接、被害者の自立支援のための情報提供はなかったが、被害者が生活保護家庭であったことから、一時保護時の生活費についての情報提供や、地域に帰ってからの生活についての支援などの情報提供をスムーズに被害者に行うことができた。</p>	<p>●被害者に情報提供を行うことや手続きをスムーズにすることで、被害者が安心して自立することができる。</p>	<p>●被害者の自立支援のために、生活保護等の情報提供と手続きがスムーズにできるよう努める。</p>	<p>●支援を行うため、相談につなげる体制整備</p>	女性相談支援センター 福祉保健所
			●被害者の日常生活に対する支援の検討	<p>■審議会での検討やパブコメの実施に基づく計画策定</p>	<p>■ニーズ、要望の把握</p>	<p>・ひとり親家庭等自立促進計画(第二次)の策定</p>	<p>・ひとり親家庭等自立促進計画(第二次)に位置付けに基づいた支援が必要</p>	<p>・保育サービス等の充実</p> <p>・子育てや生活面での支援体制の整備</p> <p>・住居確保の取組</p>	<p>・ニーズの把握</p>	児童家庭課

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
4 DV被害者の自立支援	(1) DV被害者の生活再建	③生活支援の充	●支援制度窓口のワンストップ化	女性相談支援センターが作成する相談シートを活用した研修等の検討 市町村内ネットワークの構築の働きかけ	市町村においても、DV窓口は男女共同参画や人権所管部門で、福祉部門ではない場合がある。	女性相談支援センターで相談シートを作成した	相談シートの有効な活用方法の検討が必要	・相談シートの有効な活用方法の検討 ・DVブロック会や研修会等を活用した市町村内ネットワークの構築の働きかけ	市町村のDV窓口をはじめ、市町村の福祉部門等関係機関を巻き込んだネットワークの構築	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
		④民間支援団体等との連携による経済的	●一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充	業界の機関紙への啓発、研修等の実施により、協力を働きかけ 広報を通じて、広く県民に支援を呼びかけ 民間団体等への協力依頼、要望の実施 企業・民間支援団体からの物品の提供 任意団体の立替え制度の活用  業界の機関紙への啓発、研修等の実施により、協力を働きかけ 広報を通じて、広く県民に支援を呼びかける。	継続して、常に提供できる体制の構築 金銭面での支援の拡充 DV被害者の生活ニーズに合った支援品の確保をしている。  継続して、常に提供できる体制の構築 金銭面での支援の拡充	・企業・民間支援団体からの祝金や物品の提供 ・任意団体の立替え制度の活用 4件  ・関係機関へ協力を呼びかけた ・支援団体と協力関係を築けている	・生活の再建に役立つ  ・継続した協力関係の構築が必要	・企業・民間支援団体からの祝金や物品の提供 ・任意団体の立替え制度の活用 4件  業界の機関紙への啓発、研修等の実施により、協力を働きかけ 広報を通じて、広く県民に支援を呼びかける。	・継続して、常に提供できる体制の構築 ・金銭面での支援の拡充 ・DV被害者の生活ニーズに合った支援品の確保をしている。  継続して、常に提供できる体制の構築 金銭面での支援の拡充	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
		⑤庁内関係課による支援策の協議	●関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討	担当者会出席による関係機関の情報の把握  ・積極的な意見交換で問題解決を図る  庁内関係課担当者会の継続実施	特になし  ・的確な現状把握と目的達成に向けた計画の修正等を行っていないかなければならない  支援策を所管しておらず、個別事業についてその都度庁内関係課と協議している状況なので、各課の施策の情報提供	担当者会を通じて、県の状況や関係課の取組実績等の確認ができた。  ・会等に参加し計画の進捗状況を都度確認し的確な現状把握に努めている  ・庁内担当課担当者会を開催1回 ・職員がDVの基本的な知識を学び、被害者支援について認識を新たにした	担当者会が他機関の情報を収集できる場となっており、逆に求められている取り組みも改めて確認できた。  ・各種会議に参加している  ・継続した会の開催が必要	担当者会出席による関係機関の情報の把握  ・本年度も会等に参加し計画の進捗状況を都度確認し的確な現状把握に努める  庁内関係課担当者会の継続実施	特になし  ・県基本計画が浸透していないので問題意識を持って会議に参加する  支援策を所管しておらず、個別事案についてその都度庁内関係課と協議している状況なので、会を継続して実施し、共通認識を持つことが必要	県立病院課 警察本部 県民生活・男女共同参画課 教育委員会
(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●保護命令発令後の安全の確保	・保護命令後の指導警告と巡回等万全な保護対策の実施  ●警察等との連携 ●関係機関への安全確保の周知 ●保護命令後の指導警告と巡回等万全な保護対策の実施  ●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供を行う。	・被害者に対する対策について都度検討し的確な対応をしていかなければならない  ●本人から帰宅することがある。 ●被害者に対する対策について都度検討し的確な対応をしていかなければならない  該当なし	・保護命令発令後裁判所において、加害者に指導警告を実施している ・一応加害者も素直に聞き入れており抑止効果が認められる  ・警察等との連携  ・DVについての理解を深めるとともに、DV被害者の子どもの就学については就学の機会が確実に確保されるよう指導を徹底すること、DV被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限することなど、情報を厳重に管理することについて、周知徹底を図ることができた。	・指導警告による抑止効果が認められる  ・被害者の安全の確保  ・本年度も保護命令発令後裁判所において、加害者に指導警告を実施する  ・警察等との連携  ・今後も研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。	・審尋に出席しない加害者に対する指導警告が遅れる傾向にある  ・本人から帰宅することがある  該当なし	女性相談支援センター 教育委員会 警察本部		

基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組		
			取組の内容	H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●緊急避難体制の確保	<p>・被害者との連絡を密にて、関係機関との連携を強化する</p> <p>●警察との情報共有と連携 ●被害者との連絡を密にて、関係機関との連携を強化する</p>	<p>・被害者との連絡のタイミング、関係機関との連携方法について検討を要する</p> <p>●被害者との連絡のタイミング、関係機関との連携方法について検討を要する</p>	<p>・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>・被害者の電話番号を110番登録し、架電の際に即時対応出来るようにしている ・公費による緊急避難制度を運用している</p> <p>・警察との情報共有と連携</p>	<p>・110番通報時DV事案とわかり素早い対応が出来る</p> <p>・被害者の安全の確保</p>	<p>・本年度も110通報登録を実施する</p> <p>・警察との情報共有と連携</p>	<p>・夜間の緊急避難先の確保が難しい</p> <p>該当なし</p>	女性相談支援センター 警察本部
			●地域のネットワークの構築による情報共有	<p>・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有</p> <p>■母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年12回 ■DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士のカウンセリングの実施 ■母子等支援員による相談、専門機関への紹介(安芸和光寮・ちぐさ) ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携</p> <p>●指導事務担当者において、DV被害者支援について情報提供を行う。</p> <p>●相談に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携により情報共有及び見守りを行う。 ●DV連携ネットワーク会議への参加 ●要対協等関係する地域ネットワークによる情報共有</p> <p>ブロック別関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワーク及び庁内関係課担当者会等を通じたネットワーク構築の働きかけや情報提供</p> <p>1. 専門相談員を市町村に派遣する取組、事例検討会の開催、職員研修会開催の継続。 1-1. 講演会や市町村との協議を通じて、関係機関と連携を強化するよう促す。</p>	<p>・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有</p> <p>■DV入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケア(発達障害を含)が求められていることへの対応。 ■市町村と母子生活支援施設の連携、情報共有</p> <p>●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり</p> <p>地域福祉と言った時、高齢者・障害者・児童等はすぐ見守り対象として挙げられるが、DV被害者は想定されていない。</p> <p>1・1-1. 地域包括支援センターが他業務多忙のため、研修会等に積極的な参加や、新たな取組ができにくい状況にある。</p>	<p>地域福祉計画策定済み市町村数 32</p> <p>■母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年23回(安芸和光寮8回・ちぐさ15回) ■DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士の心理療法の実施(ちぐさ) ■母子等支援員による相談、専門機関への紹介</p> <p>・各教育事務所管内指導事務担当者において、女性相談支援センターからDVの現状やセンターの役割について情報提供を行った。(8/28,10/2,10/5)</p> <p>●相談に応じて個別検討会を行い、要対協等の関係機関の連携により被害者等への支援ができた。 ●DV連携ネットワーク会議へ参加を行った。</p> <p>・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幡多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名</p> <p>・関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者のDVに対する正しい理解と啓発が図られた</p> <p>1.福祉保健所県域ごとの事例検討会の開催(各2回) 参加者1回目:112名、2回目:76名 地域包括支援センター職員研修会の開催(H24.12.19、参加者70名) 1-1.高齢者の権利擁護研修会の開催(H25.3.3、参加者157名) 成年後見制度講演会の開催(H25.1.19、参加者168名)</p>	<p>ほぼ全ての市町村で地域福祉計画が策定され、地域の支え合いのネットワークづくりに向けた基盤ができた</p> <p>■入者の心理面のケアで、関係機関(児相、医療機関、福祉保健所、学校)との連携強化が必要</p> <p>・DVについての理解を深めるとともに、DV被害者の子どもの就学については就学の機会が確実に確保されるよう指導を徹底すること、DV被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限することなど、情報を厳重に管理することについて、周知徹底を図ることができた。</p> <p>●地域のネットワークの体制が整うことで、支援者が安心して地域で暮らすことができる。</p> <p>・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりを今後も構築していくことが重要</p> <p>1・1-1地域包括支援センターや関係機関の職員など専門職に向けて権利擁護のための研修を行うことができた。今後も継続して行う必要がある。 一般県民に向けては、成年後見制度の講演会を行うことで、制度の周知ができた。今後も継続して行う必要がある。</p>	<p>・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有</p> <p>■母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年25回(安芸和光寮10回・ちぐさ15回) ■DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士の心理療法の実施(ちぐさ) ■母子等支援員による相談、専門機関への紹介</p> <p>・今後も研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。</p> <p>●要対協等関係する地域ネットワークによる情報共有 ●相談に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携インより情報共有及び見守りを行う。 ●DV連携ネットワーク会議への参加</p> <p>・ブロック別関係機関連絡会議の開催ブロック別関係機関連絡会議の開催5回</p> <p>1. 専門相談員を市町村に派遣する取組、事例検討会の開催、職員研修会開催の継続。 1-1. 講演会や市町村との協議を通じて、関係機関と連携を強化するよう促す。</p>	<p>・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有</p> <p>■母子生活支援施設の支援体制(人員数)の強化</p> <p>●被害者が地域で安心して暮らすことができるような地域のネットワークづくり</p> <p>・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼</p> <p>1・1-1. 地域包括支援センターが他業務多忙のため、研修会等に積極的な参加や、新たな取組ができにくい状況にある。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	●地域での研修会等への参加 ●要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携、情報共有、会議への参加 ●市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有 ●専門相談員を市町村に派遣する取組、事例検討会の開催、職員研修会開催の継続 ●講演会や市町村との協議を通じて、関係機関と連携を強化 相談員研修参加 年12回 ●DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する児童心理司、認定心理士のカウンセリングの実施	●地域福祉と言った時、高齢者・障害者・児童等はすぐ見守り対象として挙げられるが、DV被害者は想定されていない。 ●DVへの理解 ●市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有 ●地域包括支援センターが他業務多忙のため、研修会等に積極的な参加や、新たな取組ができていない状況にある。 ●DV入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケア(発達障害を含む。)が求められていることへの対応 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり	・地域での研修会等への参加(民生児童委員の会等への出席) ・要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携、情報共有、会議への参加 20市町村	・地域において被害者が安心して安全に生活ができるように支援体制づくりをした	・地域での研修会等への参加 ・要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携、情報共有、会議への参加	・地域福祉と言った時、高齢者・障害者・児童等はすぐ見守り対象として挙げられるが、DV被害者は想定されていない。 ・DVへの理解(個人情報を守りながらの支援の難しさ)	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部
			●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	●より質の高い保育・教育・親育ち支援の充実に向けた支援 ●教育相談の中でDVを早期発見し、関係機関と連携する。	●関係機関の連携により、主となる機関(学校・保育園)を中心に見守りを行う。	●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり	●関係機関の連携により、主となる機関(学校・保育園)を中心に、子どもの心身の成長の見守りを行うことができた。	●関係機関の連携により、主となる機関(学校・保育園)を中心に、子どもの健やかな成長の支援に繋がる。	●関係機関の連携により、主となる機関(学校・保育園)を中心に見守りを行う。	●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
4 DV被害者の自立支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	②被害者及び子どもの心身の回復の支援	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア	●健康観察の実施やスクールカウンセラー等による専門的視点からの「気づき」をもとに、気になる子どもへの声がけやアプローチを行う。 ●適切なケアを行うための研修の充実を図る。	●養護教諭を対象とした研修の機会が少なく、DVに対する認識を高める機会が確保しづらい。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  ・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成24年度) 小学校 83校 中学校 82校 高等学校 33校 特別支援学校 10校 配置人数 48名 ・「平成24年度高知県性に関する指導普及推進事業」教職員研修会で、高知 県人権擁護委員連合会高知協議会 男女共同参画推進委員長 吉川 葉子 氏より説明 ・第64回高知県養護教職員協会後期研究協議大会で情報提供	・スクールカウンセラーが配置できていない学校があり、支援を要する児童生徒に対する校内での支援体制を整える必要がある。 スクールカウンセラー研修講座でDVの研修を行った。 ・養護教諭の意識が高まりつつあり、人権教育の一環としてDVに関して集団指導を計画、実施した高等学校もある。また、平成25年度の第31回高知県養護教職員協会夏季研修会において、デートDVについての研修が計画されている。	・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成24年度) 小学校 102校 中学校 92校 高等学校 36校 特別支援学校 13校 配置人数 53名 ・健康観察の実施状況等についての現状把握	・H25年度、スクールカウンセラーに積極的に取り組んでもらいたい内容として、3点あげている。 ①児童生徒向けの「困難やストレスの対処等」の授業②教職員向けの「カウンセリング能力向上」の研修③保護者向けの講演 このような場を通してDV対応を行う。 ・学校全体であるいは保健室での健康観察の徹底及び養護教諭に対して、学校保健のコーディネーター役としてスクールカウンセラーをはじめ関係者と連携して対応していく意識を、あらゆる機会に高めていく。	教育委員会
			●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	●スクールソーシャルワーカーを新たに、2市町村・3県立中に配置する。 ●スクールソーシャルワーカーの専門性・対応力向上を目指し、講師を招聘した研修会を実施する。  ●相談に応じて個別検討会を行い、市町村職員等との連携のもと、市町村職員等が家庭訪問等によりケアを行う。	●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり	●スクールソーシャルワーカーを21市町村に配置。配置人数32名。  ●個別検討会を行い、市町村職員との連携のもと、市町村職員及び必要に応じて福祉保健所職員が家庭訪問を行い、被害者等への支援を行った。	・迅速に情報収集を行い、関係機関との連携がスムーズに行えるようにした。市町村によっては、専門性を生かせる人材が少なく、地域の実情にあった活動ができていない。また、児童虐待やDVについては知識が十分でない。今後は研修も必要である。  ●関係機関の連携のもと、家庭訪問等を行うことで被害者等の心のケアを行うことができる。	・スクールソーシャルワーカーを24市町村に配置。配置人数39名。  ●相談に応じて個別検討会を行い、市町村職員等との連携のもと、市町村職員等が家庭訪問等によりケアを行う。	・スクールソーシャルワーカーについては、39名のうち初任者が14名いる。また、4市町村が初めてスクールソーシャルワーカーを置く。多様な事例に対する関わり方をしっかりと学んでいく必要がある。  ●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり	女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会
			●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	ブロック別関係機関連絡会議を開催し、地域のネットワークに民間支援団体等の参画を促す。  民間シェルターに対する運営費補助	県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幡多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名 ・関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者のDVに対する正しい理解と啓発が図られた ・民間シェルターに対する運営費補助を行った ・女性相談支援センターと民間シェルターの連携が図られている	・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりを今後も構築していくことが重要  ・民間シェルターへ継続して支援し、緊急の保護先の確保が必要	・ブロック別関係機関連絡会議の開催ブロック別関係機関連絡会議の開催5回  ・民間シェルターに対する運営費補助を行う	・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼  ・県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
			●配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●生活サポーターによる退所後のフォローの充実 ●各種支援団体との連携	●多様な被害者に応じたフォロー体制づくり	・就労、職業訓練につなぐ ・サポーターの支援による生活の安定 支援人数58人 ・民間機関カウンセリング 3人実施	自立した生活がおこなわれている被害者がいる一方、収入が少なく経済的自立が困難な者も少なくない	・経済的自立に向けて、就労・訓練につなぐ ・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続	・就職先の確保 ・自立に向けた継続的な精神面のサポート ・関係機関と連携した支援が必要 ・多様な被害者に応じたフォロー体制づくり	女性相談支援センター

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
5 地域における取り組みの推進	(1) 地域での見守り体制づくり	① 市町村の取組強化	●市町村基本計画の策定と取組の推進	男女共同参画サポート事業を活用した市町村基本計画の策定を働きかけ ブロック別関係機関連絡会議等を通じたDV理解の浸透	市町村が主体的に取り組むためには、対応にあたっての共通認識が必要だが、市町村では基本計画の策定に取り組む気運が低い。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  ○男女共同参画地域サポート事業 ・男女プラン策定の手引き(案)を作成を委託し案を作成した。  市町村が行う男女計画の策定や改定を支援するための基礎情報ができた。  ○市町村への個別訪問 ・市町村を訪問して男女プランの策定を働きかけるとともに女性の参画促進についても啓発を行った1市6町  ・訪問した市町村では男女共同参画の必要性について認識を再確認し、1町で計画策定に向けた取組が始まった。  ・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幡多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名  ・関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者のDVに対する正しい理解と啓発が図られた	・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかることが有効  ・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりを今後も構築していくことが重要	・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる  ・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する  ・ブロック別関係機関連絡会議の開催ブロック別関係機関連絡会議の開催5回	・訪問市町村の検討  ・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼	県民生活・男女共同参画課
			●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知	広報素材の提供 ブロック別関係機関連絡会議等を通じた啓発	現状は、県の窓口広報となっており、市町村窓口の周知が不十分なので、市町村が主体となった相談窓口の広報	・市町村に広報文案を提供し、掲載依頼  広報文案を元に、自主的に広報に取り組む市町村が見られる。  ・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幡多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名  ・関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者のDVに対する正しい理解と啓発が図られた	・市町村が自主的に広報に取り組む際に広報文案が参考になっている  ・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりを今後も構築していくことが重要	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。  ・ブロック別関係機関連絡会議の開催ブロック別関係機関連絡会議の開催5回	・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供  ・市町村が主体となった広報の取組の推進・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼	県民生活・男女共同参画課
			●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じた啓発 ●サポートブック(相談シート)の活用 ●関係部署を集めての連携会議の開催	●市町村DV窓口が男女共同参画や人権所管部門であることから、直接的な支援策を所管していない。	・市町村支援担当職員への研修 10市町村 ・サポートブックの活用	・市町村内でのDV担当課を中心とした連携が取れ始めた	・市町村支援担当職員への研修  3市	・市町村間での温度差	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
			●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	●DV被害者支援サポートブックの改訂版作成	該当なし	・DV被害者支援サポートブックの改訂版作成	・市町村内でのDV担当課を中心とした連携が取れ始めた	・支援担当機関への配布	・市町村間での温度差	女性相談支援センター
			●相談窓口等職員に対する研修の実施	DV対策連携支援ネットワーク及びブロック別関係機関連絡会議等を通じた研修  研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	受講者のレベルに合わせた研修の実施  参加者の募集  センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	・DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を開催した。 ・34団体62名  ・関係者の連携と専門知識の習得が図られた。  相談窓口等職員を対象とした講師派遣はない。	・参加機関の拡大の検討が必要  センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	DV対策連携支援ネットワーク 専門家研修の充実及び市町村担当者の参加の検討  研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	相談員等担当職員の交代による相談対応能力の低下を招かないような、スキルの標準化  センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	県民生活・男女共同参画課  人権啓発センター
			●配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修	●各種の機会を活用して研修を行う	市町村の情報収集	・要保護児童対策地域協議会出席 20市町村 ・各種研修会への参加	・地域でのDVに対する理解が進んだ	・各種の機会を活用して研修を行う	市町村の情報収集	女性相談支援センター

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組		担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
5 地域における取り組みの推進	(1) 地域での見守り体制づくり	② 関係機関・団体のネットワークづくり	●ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化	・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有	・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有	地域福祉計画策定済み市町村数 32	ほぼ全ての市町村で地域福祉計画が策定され、地域の支え合いのネットワークづくりに向けた基盤ができた	・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有	・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 福祉保健所	
				●ブロック別関係機関連絡会議の開催があり参加要請があれば出席する。	●ブロック別関係機関連絡会議が行われていない。	●ブロック別DV関係機関連絡会議に出席した。(中央東、幡多)	●関係機関間の連携意識が深まった。	●ブロック別関係機関連絡会議の開催がある。	●全てのブロックでは関係機関連絡会議が開催されていない。		
				ブロック別関係機関連絡会議の開催	市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりが無いので、調整に時間がかかる。	・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幡多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名	・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりを今後も構築していくことが重要	・ブロック別関係機関連絡会議の開催ブロック別関係機関連絡会議の開催5回	・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼		
	(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり	① 地域の関係機関・団体者による発見、通報、相談	●地域における関係機関・団体、者との連携強化	・民生委員・児童委員へのDV対策の周知について市町村および市町村社協等と協議 ・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有	地域福祉計画策定済み市町村数 32	ほぼ全ての市町村で地域福祉計画が策定され、地域の支え合いのネットワークづくりに向けた基盤ができた	・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有	・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 児童相談所 教育委員会	
				1. 地域に密着した支援者(見守り者)の増員と技量向上のための研修会の開催。 障害者虐待防止法との連携した防止対策等の広報・啓発	1. 各市町村では人材が不足しているため各活動の支援者は、高齢者で複数の役割を担っている傾向があり、支援者の増加は難しい状況にある。活動事業の支援策の立案も必要と考えられる。 障害者の相談支援の実施主体である市町村の担当等との周知や連携体制が必要	1. 地域で住民主体の介護予防の取組に従事している地域リーダー・介護予防サポーターの資質向上のための知識・技術の習得をはかることを目的に、地域リーダーステップアップ講座を開催した。(H24.10.30、10.31、11.12、11.26) 終了者63名(全受講者74名)	1. アンケートから講座内容について高評価を得ることができた。今後も継続実施し、地域リーダーの資質向上を図る。	1. 地域に密着した支援者(見守り者)の増員と技量向上のための研修会の開催。	1. 地域リーダーの活動の継続と意欲の維持のため、市町村と連携した取組が必要		
				●ブロック別関係機関連絡会議の開催 ●福祉事務所単位で各市町村と女性相談支援センターの研修会を開催 ●民生委員・児童委員へのDV対策の周知について市町村および市町村社協等と協議 ●市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有 ●地域に密着した支援者(見守り者)の増員と技量向上のための研修会の開催 ●障害者虐待防止法との連携した防止対策等の広報・啓発 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携	●市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりが無いので、調整に時間がかかる。 ●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ●市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有 ●各市町村では人材が不足しているため各活動の支援者は、高齢者で複数の役割を担って傾向があり、支援者の増加は難しい状況にある。活動事業の支援策の立案も必要と考えられる。 ●障害者の相談支援の実施主体である市町村の担当等との周知や連携体制が必要 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携	・市町村支援担当職員への研修 10市町村	・市町村市内でのDV担当課を中心とした連携が取れ始めた	・市町村支援担当職員への研修 3市	・市町村間での温度差		

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室
5 地域における取り組みの推進	(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり	① 地域の関係機関・団体者による発見、通報、相談	●地域における関係機関・団体、者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携</li> <li>●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有</li> <li>●幡多児相 幡多地域の要対協では女性相談支援センターからの具体ケースなし</li> <li>●各教育事務所管内指導事務担当者会において、女性相談支援センターからDVの現状やセンターの役割について情報提供を行った。(8/28,10/2,10/5)</li> <li>●ブロック別関係機関連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幡多ブロック 35名</li> <li>・香美市・香南市・南国市ブロック 42名</li> </ul> </li> <li>●関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者のDVに対する正しい理解と啓発が図られた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有を行った。</li> <li>●DVについての理解を深めるとともに、DV被害者の子どもの就学については就学の機会が確実に確保されるよう指導を徹底すること、DV被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限することなど、情報を厳重に管理することについて、周知徹底を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有</li> <li>●今後も研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活・男女共同参画課</li> <li>女性相談支援センター</li> <li>地域福祉政策課</li> <li>高齢者福祉課</li> <li>障害保健福祉課</li> <li>児童家庭課</li> <li>児童相談所</li> <li>教育委員会</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブロック別関係機関連絡会議の開催</li> <li>・市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりが無いので、調整に時間がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各課の日々の業務の中で、DV支援の視点が弱い。</li> <li>●市町村窓口担当のスキルアップが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供</li> <li>●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携</li> <li>●被害者の生活再建のために、所内生活保護担当と連携を行うなかで市町村への情報提供を行った。</li> <li>●市町村へ情報提供及び情報共有を行うことで、被害者の生活再建となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供</li> <li>●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携</li> <li>●市町村へ情報提供及び情報共有を行うことで、被害者の生活再建となる。</li> <li>●継続した会の開催が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供</li> <li>●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携</li> <li>●市町村窓口担当のスキルアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村窓口担当のスキルアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援</li> <li>●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携</li> <li>●市町村窓口担当のスキルアップ</li> </ul>

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等				
5 地域における取り組みの推進	(3) 自立支援の取組	① 自立への継続的な支援	<p>●地域のネットワークの構築による情報共有</p> <p>・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有</p> <p>・継続的な指導を積極的に行い、その必要な措置を他機関と連携して実施していく</p> <p>市町村との協議の場を活用し、関係機関と連携したネットワークの構築と強化を促す。</p> <p>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携</p> <p>●スクールソーシャルワーカーを新たに、2市町村・3県立中に配置する。</p> <p>●スクールソーシャルワーカーの専門性・対応力向上を目指し、講師を招聘した研修会を実施する。</p> <p>●相談に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携により情報共有を行う。</p> <p>●DV連携ネットワーク会議への参加</p> <p>●要対協等関係する地域ネットワークによる情報共有</p> <p>ブロック別関係機関連絡会議の開催</p>	<p>・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有</p> <p>・他機関との連携方法について検討を要する</p> <p>高齢者虐待防止ネットワーク又はそれに準じる組織において、各関係機関が同等の立場で取組むことができているか。</p> <p>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携</p> <p>●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり</p> <p>市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりが無いので、調整に時間がかかる。</p>	<p>地域福祉計画策定済み市町村数 32</p> <p>・被害者の相談に対する対応に必要な機関への連絡ををしている</p> <p>・関係警察署と連携し適時被害者と関わり指導を行っている</p> <p>高齢者及び障害者権利擁護連携会議の開催(H24.10.15)</p> <p>会議での意見交換によって、各団体の行っている権利擁護に関する取組みが明らかになった。</p> <p>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有</p> <p>●幅多児相 幅多地域の要対協では女性相談支援センターからの具体ケースなし</p> <p>・迅速に情報収集を行い、関係機関との連携がスムーズに行えるようにした。市町村によっては、専門性を生かせる人材が少なく、地域の実情にあった活動ができていない。また、児童虐待やDVについては知識が十分でない。今後は研修も必要である。</p> <p>●地域のネットワークの体制が整うことで、支援者が安心して地域で暮らすことができる。</p> <p>・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幅多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名</p> <p>・関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者のDVに対する正しい理解と啓発が図られた</p>	<p>ほぼ全ての市町村で地域福祉計画が策定され、地域の支え合いのネットワークづくりに向けた基盤ができた</p> <p>・市町村、裁判所等他機関との連携を強化している</p> <p>会議を継続して開催することで、各団体の連携強化につながる。</p> <p>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有を行った。</p> <p>・迅速に情報収集を行い、関係機関との連携がスムーズに行えるようにした。市町村によっては、専門性を生かせる人材が少なく、地域の実情にあった活動ができていない。また、児童虐待やDVについては知識が十分でない。今後は研修も必要である。</p> <p>●地域のネットワークの体制が整うことで、支援者が安心して地域で暮らすことができる。</p> <p>・市町村の福祉担当課や各種福祉団体とのつながりを今後も構築していくことが重要</p>	<p>・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有</p> <p>・本年度も関係機関との連絡を密にし連携を取っていく</p> <p>市町村との協議の場を活用し、関係機関と連携したネットワークの構築と強化を促す。</p> <p>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有</p> <p>・スクールソーシャルワーカーを24市町村に配置。配置人数39名。</p> <p>●相談に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携により情報共有を行う。</p> <p>●DV連携ネットワーク会議への参加</p> <p>●要対協等関係する地域ネットワークによる情報共有</p> <p>・ブロック別関係機関連絡会議の開催ブロック別関係機関連絡会議の開催5回</p>	<p>・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有</p> <p>・手厚く支援を行うため、関係機関との連携を強める必要がある</p> <p>高齢者虐待防止ネットワーク又はそれに準じる組織において、各関係機関が同等の立場で取組むことができているか。</p> <p>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化</p> <p>・スクールソーシャルワーカーについては、39名のうち初任者が14名いる。また、4市町村が初めてスクールソーシャルワーカーを置く。多様な事例に対する関わり方をしっかりと学んでいく必要がある。</p> <p>●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり</p> <p>・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部</p>				
			<p>●あつたかふれあいセンター等との連携</p> <p>被害者が地域で孤立することがないように、相談等で立ち寄れる場所の一つとして隣保館と連携を進める。</p> <p>地域包括支援センターとあつたかふれあいセンターの連携強化の推進を促す。</p>	<p>・委託元である市町村との問題意識の共有</p> <p>地域包括支援センター及びあつたかふれあいセンターは、他業務により多忙であるため、業務の増加に対応することができるのか。</p>	<p>地域福祉コーディネーター研修 開催日8/29 8/30 10/3 10/4 34名(26事業所)終了</p> <p>隣保館運営状況調査時に相談内容及び他機関との連携について確認。 隣保館職員に対して、女性の人権についての研修。</p> <p>・地域包括支援ネットワークシステム説明会の開催(H24.7.9)参加者:101名 ・地域包括支援ネットワークシステム研修会の開催(H24.11.14)参加者:94名</p>	<p>地域福祉コーディネーターのスキルアップにつながったが、あつたかふれあいセンターの機能強化のためには、地域福祉コーディネーター以外のスタッフの実践力の向上が必要である。</p> <p>相談内容により、適切な相談機関等を紹介している。</p> <p>・行政、社協、地域包括支援センター、あつたかふれあいセンターの職員に対して、相互の連携強化によるネットワーク構築の必要性を周知することができた。</p>	<p>・地域福祉実践に関する研修等による相談支援技術の向上</p> <p>・DV対策にかかるパンフレットの設置</p> <p>被害者が地域で孤立することがないように、相談等で立ち寄れる場所の一つとして隣保館と連携を進める。</p> <p>地域包括支援センターとあつたかふれあいセンターの連携強化の推進を促す。</p>	<p>・委託元である市町村との問題意識の共有</p> <p>地域包括支援センター及びあつたかふれあいセンターは、他業務により多忙である。</p>	<p>地域福祉政策課 人権課 高齢者福祉課 女性相談支援センター</p>				

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
5地域における取り組みの推進	(3) 自立支援の取組	② 地域での居場所づくり	●民間支援団体との連携	ブロック別関係機関連絡会議の開催 DV対策連携支援ネットワークの充実	地域の福祉団体等とのつながりが無い。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  ・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・幡多ブロック 35名 ・香美市・香南市・南国市ブロック 42名  ・関係機関との連携が図られ、講演やケーススタディにより、関係者のDVに対する正しい理解と啓発が図られた  ・DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を開催した。 ・34団体62名  ・関係者の連携と専門知識の習得が図られた。	実施後の分析、検証	・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ブロック別関係機関連絡会議の開催5回  ・DV対策連携支援ネットワーク専門家研修の内容や参加者の充実	・ブロック会未開催地区への説明と協力依頼 ・参加機関の拡大のための検討	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
		③ 子どもの健やかな成長の見守り	●児童相談所や福祉保健所等による育児支援	●要保護児童対策協議会やケース等で情報共有しながらDV被害者へ支援を行っていく ●生活保護世帯の場合は、生活保護担当者と母子児童担当で家庭訪問を行う。  ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携	●市町村等関係機関との連携 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携	・要保護児童対策地域協議会出席 20市町村  ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携 ○中央児相 児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援 ●幡多児相 女性相談支援センターからの育児支援依頼なし	・情報共有ができ、しえんすることができた  ・専門的な知識及び技術を要する相談業務や専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援した。	・要保護児童対策協議会やケース等で情報共有しながらDV被害者へ支援を行っていく  ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援	・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携  ・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所
		●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	・民生委員・児童委員へのDV対策の周知について市町村および市町村社協等と協議  ■要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応  ■連絡会への参加保留市町村への参加の働きかけ	本年度実績なし  ■要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ○中央児相 地域支援会議の実施(香南市夜須地区) ・小さな単位(中学校区程度)で民生・児童委員他直接児童が接する機関が集まって、気になる児童等の情報共有を行う。  ・県教育委員会が、各市町村の要保護児童対策地域協議会へ参加し、要保護児童の実態を把握している。困難なケースについては、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの派遣を行っている。また、関係機関への情報提供を行っている。	本年度実績なし  ・気になる子ども等について、民生・児童委員を含めた関係機関が関わることができた。  ・市町村間の差が大きく、十分に情報が把握できていない市町村や関係機関との連携が十分でない市町村がある。父親から母親へのDVに関わって、その子どもへの支援は行っている。	・民生委員・児童委員ブロック別研修会等におけるDV対策等の周知  ■要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ●地域支援会議の普及 ・民生・児童委員等の地域資源の積極的な活用を図る。  ・県教育委員会が、各市町村の要保護児童対策地域協議会へ参加し、要保護児童の実態を把握する。困難なケースについては、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの派遣を行う。また、関係機関への情報提供を行う。	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応  ・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携	・DV等に関する情報を含め、情報を把握し、迅速に関係機関につなぐことが重要である。	地域福祉政策課 児童家庭課 教育委員会

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室
				H24年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
5地域における取り組みの推進	(3)自立支援の取組	③子どもの健やかな成長の見守り	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア	●健康観察の実施などによる「気づき」をもとに、気になる子どもへの声かけやアプローチを行う。 ●適切なケアを行うための研修の充実を図る。	●養護教諭を対象とした研修の機会が少なく、DVに対する認識を高める機会が確保しづらい。	・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成24年度) 小学校 83校 中学校 82校 高等学校 33校 特別支援学校 10校 配置人数 48名 ・「平成24年度高知県性に関する指導普及推進事業」教職員研修会で、高知 県人権擁護委員連合会高知協議会 男女共同参画推進委員長 吉川 葉子氏により説明 ・第64回高知県養護教員協会後期研究協議大会で情報提供	・スクールカウンセラーが配置できていない学校があり、支援を要する児童生徒に対する校内での支援体制を整える必要がある。 スクールカウンセラー研修講座でDVの研修を行った。 ・養護教諭の意識が高まりつつあり、人権教育の一環としてDVに関して集団指導を計画、実施した高等学校もある。また、平成25年度の第31回高知県養護教員協会夏季研修会において、デートDVについての研修が計画されている。	・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成24年度) 小学校 102校 中学校 92校 高等学校 36校 特別支援学校 13校 配置人数 53名 ・健康観察の実施状況等についての現状把握	・今年度スクールカウンセラーに積極的に取り組んでもらいたい内容として、3点あげている。 ①児童生徒向けの「困難やストレスの対処等」の授業②教職員向けの「カウンセリング能力向上」の研修③保護者向けの講演がある。このような場を通してDV対応を行う。 ・学校全体で或いは保健室での健康観察の徹底及び養護教諭に対して、学校保健のコーディネーター役としてスクールカウンセラーをはじめ関係者と連携して対応していく意識を、あらゆる機会に高めていく。	人権教育課
			●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	●スクールソーシャルワーカーを新たに、2市町村・3県立中に配置する。 ●スクールソーシャルワーカーの専門性・対応力向上目指し、講師を招聘した研修会を実施する。 ●市町村等関係機関との連携により、地域での支援をお願いする。	・市町村等関係機関との連携	・スクールソーシャルワーカーを21市町村に配置。配置人数32名。  ・地域で支援ができるように、市町村等関係機関との連携を図った。	・迅速に情報収集を行い、関係機関との連携がスムーズに行えるようにした。市町村によっては、専門性を生かせる人材が少なく、地域の実情にあった活動ができていない。また、児童虐待やDVについては知識が十分でない。今後は研修も必要である。  ・地域で支援体制が整うことにより、被害者等が安心して生活することができる。	・スクールソーシャルワーカーを24市町村に配置。配置人数39名。  ・市町村等関係機関との連携により、地域での支援をお願いする。	・スクールソーシャルワーカーについては、39名のうち初任者が14名いる。また、4市町村が初めてスクールソーシャルワーカーを置く。多様な事例に対する関わり方をしっかりと学んでいく必要がある。  ・市町村等関係機関との連携	女性相談支援センター 福祉保健所 人権教育課